



第3章

分野別に見た外交

第1節	日本と国際社会の平和と安定に向けた取組 ……	146
第2節	日本の国際協力 (ODAと地球規模の課題への取組) ……	191
第3節	経済外交 ……	211
第4節	日本への理解と信頼の促進に向けた取組 ……	235

第1節

日本と国際社会の平和と安定に向けた取組

総論

日本周辺地域における安全保障環境は、年々厳しさを増している。北朝鮮は、六者会合共同声明及び国連安全保障理事会（安保理）決議に違反して、ウラン濃縮活動を含む核・ミサイル開発を継続してきた。また、2011年12月19日に発表された金正日国防委員長キムジョンイルの死去が、北朝鮮の動向に今後どのような影響を及ぼすかは予断を許さず、今後の情勢を注視していく必要がある。さらに、中国の透明性を欠いた国防力の強化や自国周辺海域における海洋活動の活発化は、地域・国際社会の懸念事項である。このほか、ロシアは、自国の経済の回復などを受けて、軍事力を近代化し、極東においても活動を活発化させている。また一方で、安全保障上の新たな脅威として、大量破壊兵器やミサイルの拡散、国際テロ、海賊問題、大規模災害、サイバー攻撃など、一国では対応することが極めて困難な地球規模の課題への対応を求められている。

このような安全保障上の諸課題に対処しつつ、日本がその領土を保全し、国民の生命・財産を保護するとともに、国際社会の安定と持続的な繁栄・発展を確保するためには、伝統的脅威のみならず、非伝統的脅威への対応も含めた、多面的な安全保障政策が求められ

ている。

第一に、日本自身の主体的な努力が重要である。このためには、2010年12月に閣議決定された新防衛大綱に従い、日本の防衛力を、より実効的な抑止と対処を可能とし、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善に効果的に貢献できる機動的なものとしていくことが必要である。この関連では、同大綱において示された平和貢献活動への期待の高まりや、防衛装備品等の国際共同開発・生産が先進国で主流となっていることなどの国際環境の変化に対応すべく、2011年12月に「防衛装備品等の海外移転に関する基準」を策定した。今後は、この基準に基づき防衛装備品等の海外移転を行っていく。

第二に、日本の外交・安全保障の基軸であり、アジア太平洋地域のみならず、世界の安定と繁栄のための公共財でもある日米同盟を、現在の国際情勢を踏まえた形で、更に深化・発展させることが重要である。日米両国は、2011年6月の日米安全保障協議委員会（いわゆる「2+2」閣僚会合）の結果を踏まえ、ミサイル防衛、拡大抑止¹、海洋、宇宙、サイバー、情報保全等といった幅広い分野におけ

1 同盟国を第三国の攻撃から防衛するため、自国の軍事力による抑止力を提供するという概念。

る具体的な日米安保・防衛協力を引き続き進展させるべく、緊密に協議を行ってきた。また、米国は、厳しい財政事情の下であっても、在日米軍を含むアジア太平洋地域における米軍のプレゼンスを維持・強化することを、累次の機会において表明している。同時に、普天間飛行場の移設を含む在日米軍の再編については、抑止力を維持しつつ、沖縄の負担を速やかに軽減するために、着実に実施するように日米両国が協力して取り組んでいく。

第三に、多層的な安全保障協力関係を築いていく必要がある。米国の同盟国であり、基本的価値観や戦略的な利益を共有する韓国やオーストラリアとの二国間協力を促進するとともに、日米韓・日米豪といった3か国協力の枠組みにおける連携を進めていくことが重要である。さらには、航行の自由を含む海上安全保障等の利害を共有する関係国との関係強化に努め、同時に、地域の大国である中国とロシアとの協力関係を強化することが有意義である。これらに加えて、東アジア首脳会議（EAS）、東南アジア諸国連合（ASEAN）地域フォーラム（ARF）、拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）などの多国間地域協力の枠組みを活用し、また、それぞれの枠組み間の多層的な協力関係を強化していく。

日本の安全と繁栄は、日本周辺の安全保障環境の改善のみで達成されるものではなく、国際社会の平和と安定という基盤の上に成り立っている。国際社会における諸課題の解決に積極的に取り組むことを通じて日本の安全と繁栄を達成するとの考え方に立ち、日本は世界の様々な問題の解決に積極的に対処してきている。

まず、国連平和維持活動（PKO）など国際社会が協力して行う平和と安定の維持のための取組に積極的に参加してきている。日本は、紛争地域において、紛争の再発防止や持

続的な平和に向けた開発の基礎を築くことを念頭に置いた、紛争直後の緊急人道支援や和平プロセスの促進から、紛争後の治安の確保、復興・開発に至る継ぎ目のない取組である平和構築を重視し、主要な外交課題の一つとして取り組んでいる。平和維持・平和構築に関する具体的な取組としては、PKOなどへの貢献、政府開発援助（ODA）を活用した現場における取組、国連における取組及び人材育成等が挙げられる。

海洋国家であり貿易立国でもある日本にとって、海上の安全を確保することは、国家の存立・繁栄に直結する問題だけでなく、地域の経済発展を図る上でも極めて重要な課題である。特に、ソマリア海賊問題は、その活動が湾岸諸国及び欧州諸国などから日本への原油等の物資輸送に影響を及ぼす問題であるだけに、深刻である。2011年は、同海域における船舶の襲撃数は過去最大に達し、日本関係の船舶を襲撃した海賊を日本に移送し、日本国内で訴追した事案も発生している。日本は、ソマリア沖・アデン湾への自衛隊の派遣に加え、ソマリア周辺国の海上取締能力や訴追能力の向上、さらには、不安定なソマリア情勢の安定化といった中長期的な観点からも、海賊問題解決のための多層的な取組を行っている。

2001年に発生した米国同時多発テロから10年を経た現在でも、テロ行為は発生し、またその手口や主体は多様化しており、国際社会にとって引き続き大きな脅威となっている。さらに、グローバル化の進展や情報通信技術の発展に伴い、国境を越えて大規模かつ組織的に行われる国際組織犯罪の問題が深刻化している。テロや国際組織犯罪は、市民社会の安全、「法の支配」、市場経済に大きな脅威を与えるものであり、日本にとっての脅威であると同時に、国際社会が協力して取り組

む必要性が高まっている。日本は、国連、G8、ASEANなどの地域的な枠組みでのテロ対策や国際組織犯罪対策の議論や協力に対し、積極的に貢献している。

また、日本は唯一の戦争被爆国として核兵器使用の惨禍を訴える責務を有する国であるとともに、日本を取り巻く安全保障環境の改善を図るため、「核兵器のない世界」の実現に向け、積極的な取組を進めている。2010年9月に日豪両国が中心となって立ち上げた地域横断的なグループ「軍縮・不拡散イニシアティブ」(NPDI)の枠組みでは、2011年4月、9月にそれぞれ第2回・第3回外相会合が開かれ、核兵器に関する透明性向上や兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)など軍縮・不拡散分野の主要課題につき実質的な議論を行った。また、日本が毎年国連総会に提出している核軍縮決議を、2011年も「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動」と題して提出し、過去最多の99か国の共同提案国を集め圧倒的多数の賛成を得て採択された。また、同年10月の国連軍縮週間には、国連と共催で、非核特使²2名による被爆体験の証言を共有するサイドイベントを開催し、核兵器使用の惨禍の実相を発信するなど、日本は、核軍縮分野において、国際社会の議論を主導すべく積極的に活動している。

これらの問題に加え、国際社会は依然として貧困、飢餓、感染症、大量破壊兵器やミサイルの拡散、地域紛争、地球環境問題など国境を越えた多様な課題に直面している。このような現在の国際社会において、国連が果たす役割は以前にも増して重要になってきている。国連は、唯一の普遍的かつ包括的な国際機関として、総会や安保理を始めとする諸機

関の活動を通じ、様々な分野における国際協力を推進することを通して、国際社会の平和と安全の維持を図るとともに、諸国間の友好関係を発展させるための努力を行っている。

多岐にわたる国際社会の諸課題に国際社会が一致して対処するためには、国連がより有効な手立てをとれるよう、実行性と効率性を更に高め、その機能を強化することが重要である。このような考えの下、日本は安保理改革を始めとする国連改革の早期実現を目指すとともに、国連を始めとする国際機関における指導力を発揮し、財政的貢献に加え、一層の人的貢献を行っていく。

国際社会における「法の支配」の確立は、国家間の関係を安定させ、紛争の平和的解決を図り、各国内の「良い統治」を促進する上で重要である。日本は国際社会における「法の支配」の確立を外交政策の柱の一つとして位置付け、様々な取組を積極的に行っている。「法の支配」の確立は、日本の領土の保全、海洋権益及び経済的利益の確保、国民の保護などの観点からも重要である。

普遍的な価値である人権及び基本的自由が各国において十分に保障されることは、平和で繁栄した社会の確立、ひいては、国際社会の平和と安定に資するものである。日本は、人権及び基本的自由の保障が国家の基本的な責務であるという考えの下、世界の人権状況を改善するため、それぞれの国・地域の特殊性や様々な歴史的・文化的背景を踏まえた取組として対話と協力を重視している。こうした方針の下、国連を始めとする多数国間における取組と、人権対話などを通じた二国間における取組を両輪とした、包括的な人権外交を行っていく。

² 非核特使 (Special Communicator for a World without Nuclear Weapons) は、2010年8月の広島・長崎平和記念式典において、菅総理大臣が制度の創設を表明し、9月に最初の委嘱を実施。自らの経験に基づく被爆証言を通じて核兵器使用の惨禍の実相を広く国際社会に伝達する被爆者等に対して、日本政府が「非核特使」が委嘱することにより、その取組を後押しするもの。2012年1月現在の委嘱人数は延べ61名に上る。

各 論

1 日米安全保障（安保）体制

(1) 日米安保総論

アジア太平洋地域に不確実性・不安定性が依然として存在する中、日米安保体制は、日本の安全とともに、地域の平和と安定にとって不可欠である。この認識の下、日米両国は、2011年6月に日米安全保障協議委員会¹（いわゆる「2+2」閣僚会合）を開催した。この際に発表された「2+2」共同発表においては、日米安保50周年を契機に進めてきた日米同盟深化のための協議プロセスの成果として、

日米間の共通の戦略目標²の見直し・再確認を行うとともに、安全保障・防衛協力、在日米軍再編、震災対応といった幅広い分野における具体的な進展と今後の協力の方向性を確認した。その後、10月のパネッタ米国国防長官の来日や11月の日米首脳会談、12月の玄葉外務大臣の訪米を始めとする累次の機会において、日米両国は、これらの成果を着実に進めていくことを表明している。

米国の国防予算削減と太平洋地域への関与

米国内においては、財政状況の悪化に伴い、国防予算への削減圧力が高まっている。一方、このような状況においても、米国はアジア太平洋地域におけるプレゼンスを維持・強化する旨を繰り返し表明している。

2011年10月にパネッタ国防長官が来日した際の演説や同年11月にクリントン國務長官が発表した論文においては、米国が今後とも太平洋国家として、この地域の平和と安定に貢献する旨明確にされている。また、同年11月には、オバマ大統領がオーストラリアの議会で演説を行い、国防予算削減の中にあっても米国はアジア太平洋地域を犠牲にしない旨明言した。加えて、2012年1月に米国国防省が公表した新たな国防戦略指針においては、アジア太平洋地域に重心を移し、同地域における同盟国との協力を深化していく方針が明確に示されている。



玄葉外務大臣（左）とパネッタ米国国防長官との会談（10月25日、東京）

2011年6月21日「2+2」閣僚会合の概要

(1. 概要)

- 日米安保条約50周年を契機に進めてきた、日米同盟深化のための協議の安全保障・防衛面での成果を確認。
- 不確実性を増す日本及び地域の安全保障環境を踏まえ、2005年、2007年の共通の戦略目標を見直し・再確認。
北朝鮮、中国、ロシア、地域の軍事力増強、日米韓・日米豪などの3か国間協力、脆弱国家の支援、テロ、災害対応、原子力安全、航行の自由、宇宙・サイバー等。
- 日米間の安全保障・防衛協力を深化・拡大。
警戒監視等での協力、SM-3ブロックII Aの第三国移転、拡大抑止、宇宙、サイバー、3か国間・多国間協力、人道支援・災害救援、環境に関する協力、日米協力の枠組みの検討、国際共同開発・生産の流れに対応するための検討等。
- 2006年のロードマップを補完、着実な実施を確認。
普天間飛行場の移設計画に関する検証と確認を完了（滑走路の形状をV字型に決定）、グアム移転の着実な実施を確認、普天間移設・グアム移転の2014年の目標を見直す一方、固定化を避けるためにできる限り早く完了、負担軽減等を推進等。
- 東日本大震災及び原発事故への日米共同対処を踏まえ、日米の多様な事態へ対処する能力強化で一致。

(2. 成果文書)

「より深化し、拡大する日米同盟に向けて：50年間のパートナーシップの基盤の上に」「在日米軍の再編の進展」、「東日本大震災への対応における協力」、「在日米軍駐留経費負担」の4文書を発出。



日米「2+2」閣僚会合後に共同記者会見に臨むクリントン米国國務長官、松本外務大臣、ゲイツ米国国防長官、北澤俊美防衛大臣（右から並び順）（6月21日、ワシントン）

¹ 日米安全保障体制の下での協力に関する日米の外務・防衛担当の4閣僚による協議の場。

² 2005年2月の「2+2」共同発表で日米両国が設定。日本の安全の確保、アジア太平洋地域における平和と安定の強化、日米両国に影響を与える事態に対処するための能力の維持、北朝鮮に関連する諸懸案の平和的解決などを含む。2007年5月の「2+2」共同発表で再確認した。

(2) 日米安保・防衛協力

日米両国は2011年の「2+2」において、安全保障・防衛協力の幅広い分野における協力を深化・拡大していくことで一致した。具体的には、警戒監視等運用面での協力、弾道ミサイル防衛（BMD）、拡大抑止³、宇宙、サイバー、3か国間・多国間協力、人道支援・災害救援、情報保全、装備・技術協力等の分野において、これまでの協力の成果を確認するとともに、今後の方向性を示した。この「2+2」共同発表を踏まえ、日米両国は、着実な推進に向けた協議を継続し、日米同盟の機能を強化して多様な事態に対応できるよう、以下のような取組を進めている。

ア 弾道ミサイル防衛（BMD）

日本は、米国との協力を継続的に行いつつ、BMDシステムの着実な整備に努めている。特に、共同開発を進めている能力向上型迎撃ミサイルSM-3ブロックⅡAについて、将来米国から第三国移転の要請があった場合に、日本が事前同意を付与し得る場合の判断基準を2011年の「2+2」共同発表において明確化するなど、日米BMD協力は確実に深まっている。

イ 宇宙

安全保障分野における日米宇宙協力については、政策連携、情報分析、運用面での協力等幅広い面で議論を行っている。2011年の「2+2」共同発表においては、将来あり得べ

き宇宙に関する安全保障協力の具体的分野として、宇宙状況監視、測位衛星システム、宇宙を利用した海洋監視、デュアルユース（民生・軍事のどちらにも利用可能であること）のセンサーの活用⁴の4分野が挙げられた。

ウ サイバー

サイバー空間における増大する脅威によってもたらされる課題に日本及び米国が共同で取り組むべく、2011年9月、日米両国は安全保障分野のサイバーセキュリティ問題に関する日米戦略政策対話の第1回会合を開催し、サイバー空間における安全保障上の課題について認識を共有した。

エ 3か国協力

日米両国は、地域において価値を共有する諸国と安全保障・防衛協力を促進するとの観点から、3か国協力を重視している。特に安全保障及び防衛協力の分野においては、オーストラリアや韓国との3か国協力の強化を進めている。

オ 情報保全

日米両国は、政府横断的なセキュリティ・クリアランス⁴の導入やカウンター・インテリジェンス（^{ちょう}諜報による^{えい}情報の漏洩防止）に関する措置の向上を含む、情報保全制度の更なる改善の取組について協議を行っている。

3 同盟国を第三国の攻撃から防衛するため、自国の軍事力による抑止力を提供するという概念。

4 秘密情報を取り扱う資格の有無の基準を設定し、また、資格保有者以外による情報の取扱いを制約するための制度。

(3) 東日本大震災への対応における日米協力

東日本大震災へ共同で対処した際の日米間の緊密かつ効果的な協力は、両国間の特別な^{きずな}絆を証明し、同盟の深化に大きく寄与した。

特に米軍は「トモダチ作戦」の下、自衛隊と緊密に連携をとりながら、ほかに類を見ない規模の人道支援、災害救援等を実施し、自衛隊の活動を支援した。この大規模な共同対

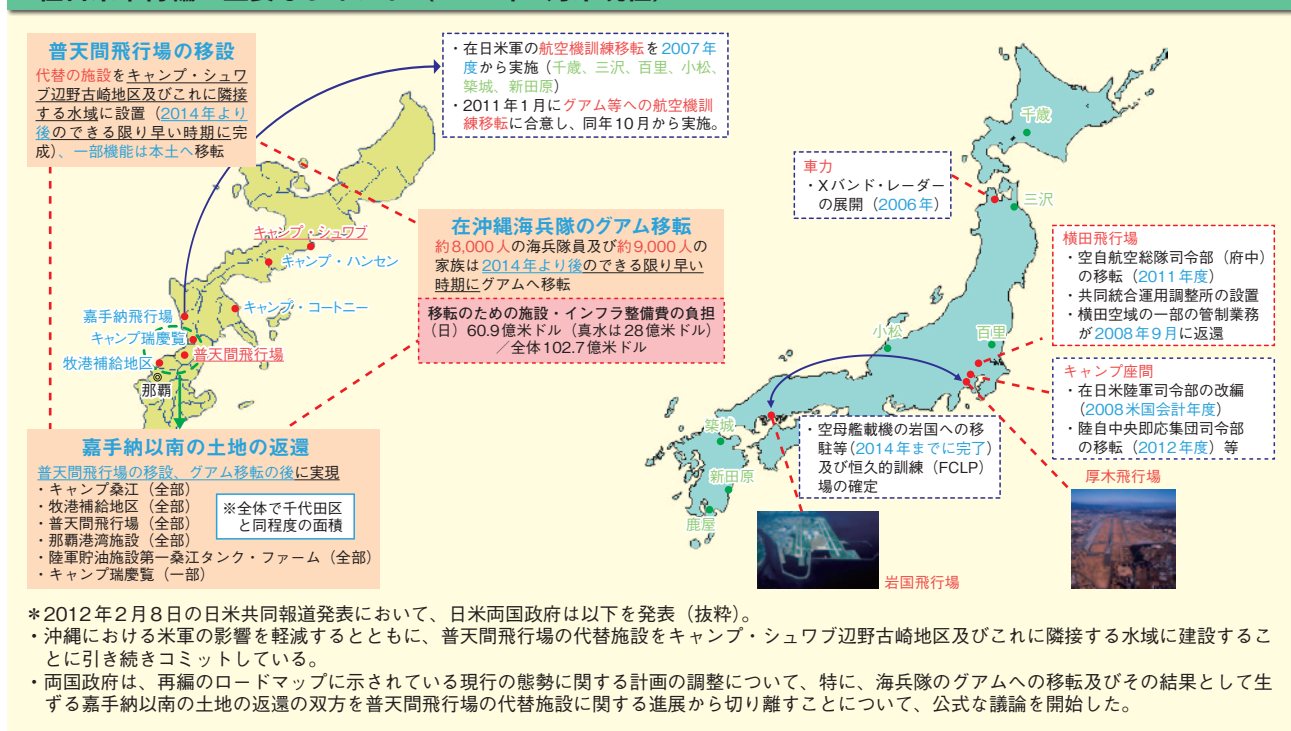
処の成功は、自衛隊と米軍との高い相互運用性⁵を証明するものであり、長年の日米安保協力の成果を実証した。今回の震災及び原発事故対処の教訓を踏まえ、日米両国は、日米の多様な事態へ対処する能力を更に強化すべく、協議を重ねている（トモダチ作戦の概要等については、コラム（88ページ）参照）。

(4) 在日米軍再編

現下の厳しい安全保障環境の下、日米安保条約に基づいて日本に駐留している在日米軍は、日本を含む地域の平和と安全にとって不可欠な役割を果たしている。このような在日米軍の駐留をより有効かつ安定的なものとするため、また、抑止力を維持しつつ、沖縄を含む地元の負担を軽減するため、日米両国は緊密に連携して在日米軍再編に取り組んできた。

日米両国は、2006年5月に在日米軍の兵力態勢再編の具体的施策を実施するための計画として「再編の実施のための日米ロードマップ」（以下「ロードマップ」）を発表した。さらに、2009年2月に在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定に署名し、5月にこれを締結した。その後、再編計画の検証を経て、2010年5月及び2011年6月には「2+2」による合

在日米軍再編の主要なポイント（2012年1月末現在）



5 二つの組織が互いに連携できること。

意をもって、引き続き在日米軍再編に関する日米合意を着実に実施していくことを確認し、「ロードマップ」を補完し、普天間飛行場の移設に関しても、その代替の施設をキャンプ・シュワブの辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置し、滑走路の形状をV字型とすることを確認した。また、これらの合意においては、「ロードマップ」を補完し、沖縄の負担軽減のための措置について合意するとともに、普天間飛行場の代替の施設の建設と在沖縄海兵隊の移転について、2014年より後のできる限り早い時期に完了させること

を確認した。

さらに、2012年2月には、日米両国は、在日米軍再編に関し、抑止力を維持しつつ、できるだけ早期に沖縄の負担を軽減するために、普天間飛行場の移設や在沖縄海兵隊の移転及びその結果として生じる嘉手納以南の土地の返還について柔軟に進めていくための方策について日米間で公式な議論を始めることとなった。

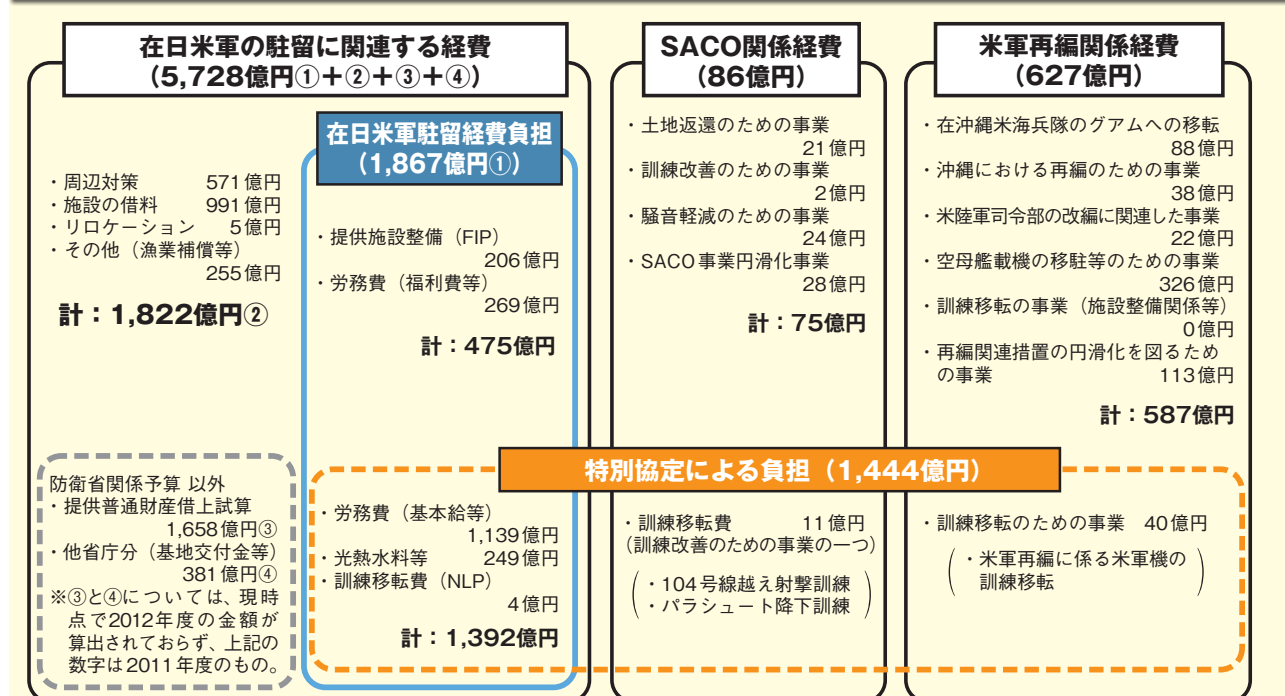
政府としては、沖縄県に対し誠心誠意説明を行いながら、引き続き沖縄の負担軽減のための具体的措置を積み重ねて、理解を求めていく考えである。

(5) 在日米軍駐留経費負担 (HNS)

日本は、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保していくことが重要であるとの観

点から、日米地位協定⁶の範囲内で、在日米軍施設・区域の土地の借料、提供施設整備

在日米軍関係経費（日本側負担の概念図）（2012年度予算案）



注：1 特別協定による負担のうち、訓練移転費は、在日米軍駐留経費負担に含まれるものとSACO関係経費及び米軍再編関係経費に含まれるものがある。

2 SACO関係経費とは、沖縄県民の負担を軽減するためにSACO最終報告の内容を実施するための経費、米軍再編関係経費とは、米軍再編事業のうち地元の負担軽減等に資する措置にかかる経費である。一方、在日米軍駐留経費負担については、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保していくことが極めて重要との観点から日本が自主的な努力を払ってきたものであり、その性質が異なるため区別して整理している。

3 在日米軍の駐留に関連する経費には、試算額や推計額が含まれている。

4 個々の要素に係る数字は億単位で四捨五入したものであり、その計数は符合しないことがある。

6 在日米軍による施設・区域の使用の在り方や、日本における米軍人等の地位について定めた条約。

(FIP) 費などを負担しているほか、特別協定を締結して、在日米軍の労務費、光熱水料等及び訓練移転費を負担している。

日米両国はHNSをより安定的、効率的及び効果的なものとするための包括的な見直しを実施し、2011年1月に新たな特別協定（有効期間5年間）に署名した。内容は、①労務費については、日本側が労務費を負担する駐留軍等労働者数の上限を、協定期間中に現在の2万3,055人から2万2,625人に段階的に削減する、②光熱水料等については、249億円を各年度の日本側負担の上限にするとともに、5年間で日本側の負担割合を約76%から72%に段階的に削減する、③訓練移転費については、新たにグアムなど米国の施政下の領域への訓練移転に関するものも対象に追加する、④これらの経費につき米側が一層の節約努力を行うというものである。また、労務費及び光熱水料等の削減分をFIPに充当することとしており、それによりHNS全体の水準については、2010年度の水準（2010年度予算額1,881億円が目安）を2011年度からの5年間維持することとし、2011年6月の「2+2」共同発表においてもこれを確認した。

（6）在日米軍の駐留に関する諸問題

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその要である在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、在日米軍の活動が周辺の住民に与える負担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要である。特に、在日米軍の施設・区域が集中する沖縄県の負担軽減を進める重要性については、日米首脳会談、日米外相会談など幾度もの機会に日米双方が確認している。

日本政府は、沖縄に関する特別行動委員会(SACO) 最終報告の着実な実施に取り組んでいるほか、在日米軍の兵力態勢の再編についても、(4) で述べたとおり、引き続き取り組んでいく方針である。

日米地位協定については、日米同盟を更に深化させるよう努めていく中で、他の緊急の課題における進展を踏まえつつ、その対応について検討していく考えである。その一方で、米軍関係者による事件・事故の防止、米

軍機による騒音の軽減、在日米軍の施設・区域における環境問題などの具体的な問題については、地元の要望を踏まえ、改善に向けて最大限の努力を払ってきている。具体的には、2011年11月に、日米地位協定上、米側に第一次裁判権のある米軍属の公務中の犯罪について、一定の場合に日本側が裁判権を行使することを可能とする新たな枠組みに日米合同委員会で合意した。また、12月には、公の催事における飲酒の場合も含め、飲酒後の自動車運転による通勤はいかなる場合であっても公務として取り扱わないよう、過去の日米合同委員会合意を改正した。さらに、10月及び12月には、日米合同委員会合意に基づき、嘉手納飛行場の騒音軽減のため、同飛行場で実施予定であった岩国飛行場所属の米軍航空機による訓練をグアム等に移転するなど、一定の効果が得られた。

2 国際社会を取り巻く安全保障上の課題

(1) 地域安全保障

アジア太平洋地域において、日米同盟に加え、二国間及び多国間の安全保障協力を多層的に組み合わせてネットワーク化することは、同地域の安全保障環境の一層の安定化に効果的に取り組む上で不可欠である。

日本はこのような認識の下、特に、米国の同盟国であり、基本的な価値観や経済的及び安全保障上の利益を共有する韓国及びオーストラリアとの間で、二国間及び米国を含めた多国間での協力の強化に努めている。2011年は、日・フィリピン海洋協議や日・インドネシア外務・防衛当局間協議、日・シンガポール海上安全保障対話を開始し、さらに前年に引き続き、第2回日・ベトナム戦略的パートナーシップ対話を開催するなど、ASEAN諸国との安全保障協力の維持・強化にも力を入れている。さらに、アフリカ、中東から東アジアに至る海上交通の安全確保などに共通の利害を有するインドとの間でも、二国間及び米国を含めた三国での協力の強化に努めており、2011年12月には、野田総理大臣がインドを訪問し、海上安全保障分野での協力拡大も確認した。また、日米印三国が、地域情勢を含む共通の関心事項について、外務省の局長レベルで議論する日米印協議第1回会合を開催した。

この地域の安全保障に大きな影響力を持つ中国やロシアとの間では、安全保障対話・交流などを通じて信頼関係を増進するとともに、海賊やテロ、サイバーなどの非伝統的安全保障分野などにおける協力関係の構築・発展を図る必要がある。中国との間では、大局

的観点から戦略的互惠関係を深化させていくため、東シナ海資源開発や海洋に関する重層的な危機管理メカニズムの構築など、海洋に関する協力を推進するほか、安全保障分野での交流も進めていく。また、ロシアは、重要な隣国であり、アジア太平洋地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築していく。この方針の下、2012年1月の日露外相会談でも、安全保障分野の協議及び防衛当局間の対話を進めていくことで一致した。

多国間の安全保障協力については、2011年に東アジア首脳会議（EAS）へ米国及びロシアが正式参加し、政治・安全保障分野での取組の強化が確認されるなど、安全保障面における地域の多国間協力の動きが活発化している。このような中、日本は、ARF¹やEAS、ADMMプラス等に積極的に参加し、多国間の対話や協力にも精力的に取り組んできている。

ARFは、信頼醸成の役割を超えて具体的な協力を行う枠組みへと発展を遂げつつあり、2011年3月にはマナド（インドネシア）において日本とインドネシアの共催で第2回災害救援実動演習を開催した。共催国である日本、インドネシアを含め、ASEAN諸国、オーストラリア、中国、欧州連合（EU）、インド等計25か国・地域から4,000名以上が参加し、都市型搜索救助等の実動演習、机上演習、及び医療活動等が実施された。このほか、2011年2月には日本、インドネシア及びニュージーランドを共同議長として第3回ARF海上安全保障会期間会合（ISM）を東

¹ 1994年発足。現在26か国・1地域が参加。

京で開催するなど、日本はARFに対する様々な貢献を行っている。

日本は、政府間対話のみならず、安全保障に関する率直な意見交換の場として民間レベルの対話の枠組みも積極的に活用している。中でも、アジア安全保障会議（通称：「シャングリラ・ダイアログ」）は、アジア太平洋地域の国防相及び防衛・安全保障分野の政

府関係者や有識者が一堂に会し、防衛問題や防衛・安全保障協力に関して議論をする会合となっている。

日本は、こうした民間主催の会合を始めとする、各国の安全保障や防衛分野の会議に積極的に参加することにより、アジア太平洋地域の平和と安定のための基盤となる信頼醸成の促進に努めている。

(2) 平和維持・平和構築

ア 現場における取組

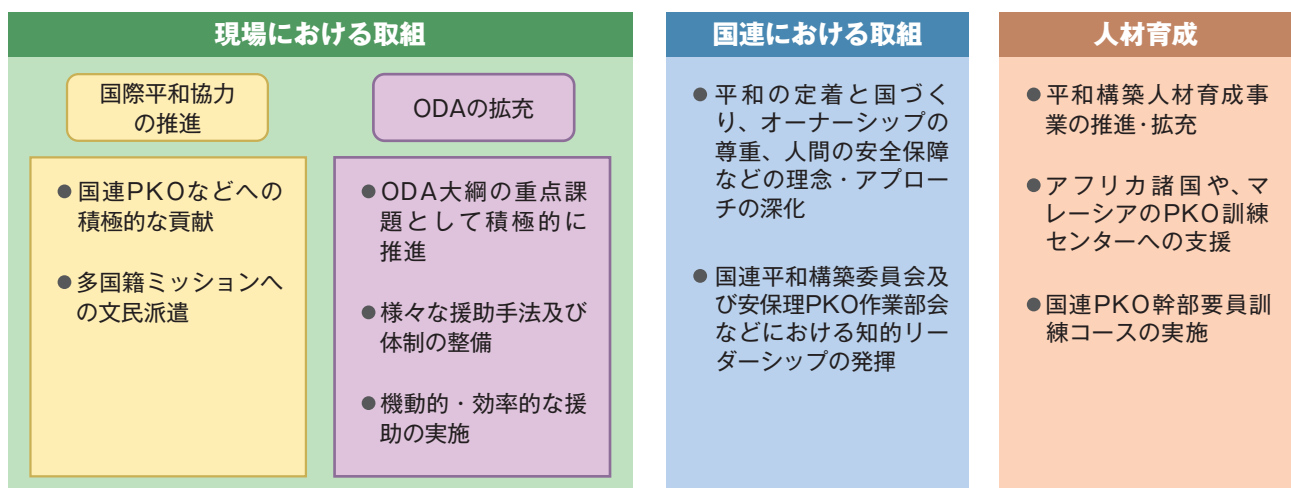
(ア) 国連平和維持活動（PKO）

国連PKOは、伝統的には、国連が紛争当事者間に立って、停戦や軍の撤退の監視などを行うことにより事態の鎮静化や紛争の再発防止を図り、紛争当事者による対話を通じた紛争解決を支援することを目的とした活動である。しかし、冷戦終結後、内戦の増加などによる国際環境の変化に伴い、国連PKOは、停戦監視などの伝統的な任務に加え、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰、治安部門改革、選挙、人権、「法の支配」などの分野における支援、政治プロセスの促進、紛争下の文民の保護など、多くの任務を与えられた。その軍事・警察要員数は、最大のミッ

ション（ダルフール国連・AU合同ミッション：UNAMID）で約2万3,000人に達し、現在展開中の15のPKOミッションを合計すると9万8,000人を超えている（2011年11月末現在）。こうしたミッションの複雑化・大規模化と、必要な資源の不足という事態を受け、国連を始めとする多くの場でPKOの改革をめぐる議論が行われている。

日本は、1992年6月に制定された国際平和協力法（PKO法）に基づき、これまで、13のミッションに延べ7,000名近くの要員を派遣してきた。例えば、国連兵力引き離し監視隊（UNDOF）には1996年から輸送部隊など約45名を恒常的に派遣し、2010年からは国連ハイチ安定化ミッション（MINUSTAH）

平和構築分野での日本の取組



国連ミッションへの軍事・警察要員の派遣状況 (上位5か国、G8諸国及び近隣アジア諸国)

順位	国名	派遣人数
1位	バングラデシュ	10,496人
2位	パキスタン	9,374人
3位	インド	8,174人
4位	ナイジェリア	5,716人
5位	エチオピア	5,274人
14位	中国	1,927人
18位	フランス	1,391人
19位	イタリア	1,233人
33位	韓国	631人
47位	英国	282人
48位	日本	260人
49位	ドイツ	258人
50位	ロシア	227人
53位	カナダ	188人
58位	米国	32人

(注) 日本は、国連ミッションに369名を派遣しているが、このうち、国連によって経費が賄われない要員は、国連統計には含まれていない。

出典：国連ホームページ等（2011年11月末現在）

に施設部隊など最大約350名、東ティモール統合ミッション（UNMIT）に2名の軍事連絡要員を派遣している。さらに、2011年11月からは国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に司令部要員2名を派遣し、同年12月には330名の自衛隊施設部隊などの派遣を閣議決定するなど、国連PKOに対する人的貢献を拡大している。南スーダンに派遣する施設部隊は、2012年1月に現地への展開を開始した。

また、日本は、平和維持・平和構築に関する能力強化の観点から、日本及びアジア各国の研修員を対象とした平和構築人材育成事業やアジア太平洋地域出身者を対象とした国連PKO幹部要員訓練コースを実施しているほか、アフリカ諸国やマレーシアのPKO訓練センターに対する支援も行っている（[ウ](#)参照）。



国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に参加するため、現地に到着した自衛隊施設部隊（2012年1月、南スーダン）



2010年から国連ハイチ安定化ミッション（MINUSTAH）に派遣された自衛隊施設部隊が活動する様子（ハイチ 写真提供：防衛省）

（イ）平和構築に向けた政府開発援助（ODA）などによる協力

日本の国際協力においても、平和構築は重要な位置を占めている。ODA大綱は、「平和の構築」を重点課題の一つとして位置付けており、2010年6月に外務省が取りまとめた「ODAのあり方に関する検討」（第3章第2節1「政府開発援助（ODA）の現状」参照）でも、開発協力の三本柱の一つに「平和への投資」を掲げている。また、政府が策定した2011年度国際協力重点方針も、重点事項の一つとして「平和構築支援」を挙げている。

平和構築のためには、紛争の予防や緊急人道支援とともに、紛争の終結を促進する支援から平和の定着や国づくりの支援に至るまで、継ぎ目のない包括的な取組が必要とな

る。日本は、人間の安全保障の視点に立ち、特に以下の国・地域において平和構築支援に積極的に取り組んでいる。

①アフガニスタン

アフガニスタンの自立と安定を支援し、同国を再びテロの温床としないことは、国際社会ひいては日本の平和と安全に関わる最重要課題の一つである。アフガニスタンでは、2011年7月に国際治安支援部隊（ISAF）から同国政府への治安権限の移譲が開始された。治安権限移譲は2014年末までに段階的に実施される予定であり、このプロセスを後戻りさせず進めることが、アフガニスタン政府及び国際社会にとって、最大の焦点となっている。日本としては、2009年11月に発表した「テロの脅威に対処するための新戦略」に基づき、①治安維持能力の強化、②タリバーン等元兵士の社会への再統合、③識字を始めとする教育、基礎医療、農業・農村開発、基礎インフラの整備等の開発支援を通じて、治安権限移譲プロセスの進展を後押しし、同国の平和と安定に積極的に貢献していく。

②アフリカ

日本は「平和の定着」を対アフリカ支援の柱の一つとして位置付け、支援を強化している。2008年5月、第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）において取りまとめられた横浜行動計画では、人間の安全保障の確立の一環として「平和の定着・良い統治の促進」を重点事項の一つとして取り上げ、平和の定着のプロセスを後戻りしないものにするための継ぎ目のない支援、平和維持に携わる主体間の調整強化や、グッドプラクティス（優れた取組）を共有することなどの重要性を強調している。

例えば、日本は、1986年から20年以上続いた内戦の影響を受けたウガンダ北部の4県に対し、国内避難民の帰還と社会への再統合を促進するため、社会インフラ再建を後押しする包括的支援を実施している。同地域では、日本、米国国際開発庁（USAID）及び世界銀行が連携して、南スーダンの首都ジュバとウガンダ北部のゲルを結ぶ国境を越えた幹線道路を連結する取組を行っている。また、長期にわたり甚大な被害を発生させた南北間の内戦を経て、2011年7月に南部の分離独立が達成されたスーダン及び南スーダンにおいて、除隊した兵士の武装解除、動員の解除、社会復帰（DDR）を支援している。加えて、南スーダンの首都ジュバにおいて、国民一人ひとりが確実に平和と安定を実感できることを目的に、幹線道路における橋梁整備や職業訓練センターの改修など同国の国づくりに対する支援を行っている。このような支援により、平和がもたらす恩恵を草の根レベルに行き渡らせ、将来の紛争予防に貢献することが期待されている。

③イラク

イラクの復興と安定は、日本が取り組む平和構築の最重要課題の一つである。日本は、相次ぐ戦争と経済制裁で疲弊したイラクが、自立復興の軌道に乗り、安定した民主国家となるまでの橋渡し役を担っている。日本は、2003年のイラク復興支援国会合で総額50億米ドルの資金協力を行うことを公約し、その実施に当たっては、無償資金協力によるイラク国民の生活基盤の再建から、円借款による中長期的な復興需要への対応へと比重を移してきた。これら資金協力との効果的な連携を図るべく、人材育成のための技術協力も積極的に実施している。2011年11月の日・イラク首脳会談では、野田総理大臣が、約7.5億

米ドルの新たな円借款供与に必要な措置をとることを表明した。これは、2003年の50億米ドルの支援の公約を達成し、更に新たな支援を行うものである。

これまでの日本の取組は、イラク国民の生活基盤の再建支援（電力、水・衛生、医療・保健など）に加え、行政機関の能力向上や治安改善支援（警察の装備整備、訓練など）、政治プロセスにおける選挙支援、憲法制定支援、国民融和の促進、選挙監視団の派遣にまで及んでいる。今後の対イラク支援は、これまでの緊急的な復興ニーズへの対応から、中長期的な観点をもって、民間資金の導入も含め、同国が資源産出国として復興・再建していけるような支援へと転換しており、今後、日・イラク関係がビジネス・パートナーの關係に移行していくことが期待される。

イ 国連における取組：平和構築委員会

宗教や民族間の対立など様々な要因による地域紛争や内戦は、一度終結しても紛争予防、社会開発などの点において適切に事後の手当てがなされないと、紛争状態に逆戻りすることも少なくない。このような問題意識の下、2005年12月、国連の安保理及び総会に対し、紛争後の平和維持から復興・開発まで継ぎ目ない支援に関する助言を行うことを目的として、安保理及び総会の決議に基づき、「平和構築委員会」が設立された。同委員会は、安保理及び総会と緊密に連携しつつ、関係諸機関や市民社会の知見を活用しながら、対象国の平和構築上の優先課題の特定及び平和構築戦略の策定を行い、その実施を支援する役割を担っている。日本は設立時からのメンバーであり、これまで同委員会の活動に貢献している。また、同時期に設立された平和構築基金の枠組みを通じ、対象国を始めとする平和構築支援の要請国に支援が行われてい

る。

設立決議の規定に従い、設立5年目に当たる2010年に、同委員会の活動状況の見直しが行われた。同年7月に安保理及び総会に提出された見直しに関する報告書には、安保理との関係強化の必要性や若者雇用の促進などの勧告が盛り込まれた。また、同年10月には、これらの勧告を前進させることなどを内容とする決議が総会・安保理共同で採択され、具体的な勧告の履行について同委員会で検討を進めている。

平和構築委員会の対象国としては、これまでのブルンジ、シエラレオネ、ギニアビサウ及び中央アフリカ、リベリアに加え、2011年3月にギニアが新たに加えられた。日本は、これまでの平和構築支援の経験と知見を最大限活用し、対象国における平和構築戦略の策定と実施に貢献している。さらに、日本は、2011年に同委員会の教訓作業部会議長に就任し、過去の取組や教訓を見直すほか、安保理を始めとする関係機関との協力強化といった点についても議論を主導している。

ウ 平和構築人材育成事業

今日の平和構築の現場では、文民専門家を必要とする場が拡大しているにもかかわらず、高い能力と専門性が求められるために、まだまだ担い手の数が十分とはいえず、平和構築を担う文民の育成が大きな課題となっている。このような状況を踏まえ、日本は、2007年度から平和構築の現場で活躍できる日本及びアジアの文民を育成すべく、「平和構築人材育成事業」を開始した。現場で即戦力として活躍する人材の育成を目的とし、海外実務研修も含む「本コース」、平和構築に関心のある一般人を対象とした「基礎セミナー」に加え、2010年度は、世界各地で活動する平和構築関連業務の従事者を対象に、

総合的なスキルを向上させることを目的とした文民専門家訓練コースも実施し、これまでに約275名の平和構築の専門家を育成してきた。本事業の修了生の多くは、既に南スーダ

ンや東ティモールなどの世界各地の平和構築の現場で活動しており、その活躍は国際機関などの関係者から高い評価を得ている。

(3) 海上安全保障

ア ソマリア沖・アデン湾における海賊対策

(ア) 海賊事案の現状

2011年のソマリア沖・アデン湾での海賊事案の発生件数は237件に上った。発生件数は前年（2010年）の219件に比べわずかに増えたが、乗っ取り成功率が12%と、前年の22%を大幅に下回った。これは、日本を始めとする国際社会の海賊対処活動が一定の成果を挙げたことを示すといえる。しかしながら、ソマリア沖の海賊は、依然多数の船舶と人質を拘束しているほか、その活動領域をアデン湾東方や西インド洋まで拡大する等、依然として船舶の航行安全にとって大きな脅威となっている。

日本関係船舶に対する被害は、2011年は5件であり、前年の6件と比べるとほぼ横ばいである。3月には、アラビア海で日本の船会社が運航するオイルタンカー「グアナバラ」号が海賊4名に乗り込まれたが、急行した米国の艦船が海賊を拘束した。これらの海賊は後に日本に身柄を移送され、現在日本国内で

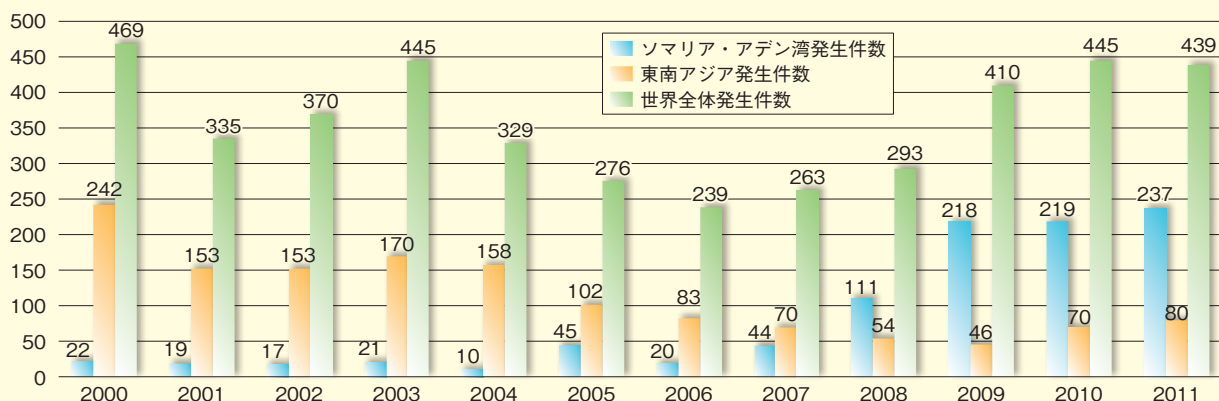
刑事裁判にかけられている。このほかにも、日本の船会社が運航する船舶が紅海及びアデン湾で、海賊と思われる高速船に追跡、攻撃された事案も発生している。

(イ) 海賊対処行動の延長と護衛実績

日本は、2009年からソマリア沖・アデン湾に海上自衛隊の護衛艦2隻及びP-3C哨戒機2機を派遣し、海賊対処行動を実施している。2011年7月、日本政府は、海賊対処法に基づく海賊対処行動を2012年7月23日まで1年間延長することを閣議決定した。

海上自衛隊の護衛艦2隻（海上保安官8名が同乗）は、2011年の1年間に110回の護衛活動で882隻の商船を護衛した。加えて、P-3C哨戒機は、218回の任務飛行を行い、警戒監視や情報収集、他国艦艇への情報提供を行った。自衛隊が提供した情報に基づいて各国海軍が海賊の武装解除を行った例も多く、海上自衛隊の活動は各国政府や民間船舶関係者から高く評価されている。また、2011年6

全世界の海賊事案発生状況（国際海事局（IMB）年次報告）



南スーダン独立後の平和構築支援の現場より

～国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）による支援～

2011年7月9日、国連加盟国として193番目となる新国家「南スーダン共和国」が誕生しました。約40年間、スーダンの南北間で続いた内戦の間に多くの国民が近隣諸国へ難民として流出し、多くの人々の尊い命が失われました。南スーダンでは、独立後の今も部族間の衝突がやまず、また独立時に確定しなかった南北の国境線付近では、スーダン軍によると見られる空爆により難民が発生し、不安定な状況が続いています。



ジョングレイ州で発生した部族間衝突による国内避難民に対し、日本企業から提供された衣料を配布（左は金田さん）

このような状況下において、UNHCR南スーダ

ンは、主に、①スーダン及び近隣諸国からの帰還民に対する帰還・再定住支援、②部族間衝突による国内避難民や国境付近のスーダン難民に対する緊急人道支援を行っています。私はそのUNHCR南スーダんに、外務省の「平和構築人材育成事業」を通じた国連ボランティアとして派遣されています。この事業では、日本人や他のアジアの人々が日本国内で6週間の平和構築に関する研修を受け、その後、日本人全員は1年間、アジア諸国からの参加者の一部は6か月間、国連ボランティアとして各国の平和構築の現場へ派遣されます。

開発途上国の住宅問題に取り組みたいと思い、学生時代に建築を学んだ私は、インドネシアの国連機関のインターンとして、スマトラ沖大地震や中部ジャワ地震の復興支援等に携わり、その後、民間の経営コンサルティング会社に就職し、様々な技術を身に付けました。民間企業での経験を経て、再度、開発途上国支援の仕事に挑戦してみたいと思い、本事業に応募しました。

私の所属するUNHCR南スーダン・再統合ユニットは、帰還民が平和的に地元住民に再統合されるための支援を行っています。これは、帰還民が村や町に戻ってくることにより、限られた資源（水、土地など）や施設（病院、学校など）をめぐる争いを起こさず、平和的に共生していくための支援です。この部署の中で私の主な役割は、南スーダン全10州で行っている帰還民に対する住宅支援事業を管理することです。このプロジェクトでは帰還民全員に住宅支援をできるわけではありませんが、特に自立的に南スーダンでの生活を開始することが困難と思われる帰還民（お年寄りやシングルマザー、子供みの家庭など）を対象に、住宅の建設を支援しています。

日本を離れ、文化や価値観の違う国で働いている中では勿論苦勞もありますし、嬉しいこともあります。特に、日々直面するレベルの難しさとしては、南スーダン人の中でも部族ごとに異なる気質やそれぞれの部族がお互いに持っている感情というものが挙げられます。南スーダンの人々は、「南スーダン人」という意識より、「ディンカ人」、「ムルレ人」、「ヌエル人」等とまだまだ部族の垣

根が根強い状況です。そして、部族ごとに気質が全く異なるため、それぞれに対するコミュニケーション方法も変わってきます。この国が長い目で一つの国として豊かになるためには、まず国民が部族の垣根を越えて「南スーダン人」として、国の発展に貢献することが求められると思います。一方、暑さやマラリア等の感染症と戦いながらも、ここで活動していてよかったと思う瞬間は、支援した住宅を受益者が自分なりにきれいに飾って生活を再建している姿を見るときです。支援に頼るだけでなく、自分なりのプラスアルファで「単なる住宅」ではなく、「自分の家・生活再建の基盤」として大切にしている住民の姿を見ると本当に嬉しい気持ちになります。

本事業に応募した当初は「平和構築」という未知の分野で自分に何ができるのか漠然とした不安もありました。しかし、本事業を通じて、短期間の研修で基礎的な知識を教えていただき、また世界中で活躍されている様々な方とのネットワークを広げていただき、現場に出してみると、「平和構築」という大きな概念の下、多岐にわたる分野の専門家たちが自身の専門性をいかして働いていることが分かりました。この事業に参加する前の私は、平和学や人権、国際政治、人道支援等を専門に勉強してきた人ばかりが平和構築の現場で働いているのだと思っていました。しかし、例えば、ある州で部族間衝突が起こり、村が焼かれ、家を追われ、多くのけが人が発生したという場合、けが人の緊急避難に必要なのはパイロットですし、家を追われた人たちへの食糧や水、仮設住居等の緊急人道支援に必要なのは、調達や財務の経験者、エンジニアといった人たちです。つまり、日本の会社で当たり前に仕事をしている様々な分野の人々の技術が平和構築の分野でも必要とされているのです。特に、日本人のように、勤勉で正確・緻密な仕事を得意とする人材が、こうした一刻一秒を争う緊急人道支援の根幹ともいえる分野で必要とされていることはいまでもありません。

私は、今後、本事業を通じた現場での経験を基に、更に自分の専門分野における経験を積み、平和構築に資する人材として大きく成長していきたいと考えています。

平和構築人材育成事業 研修員／UNHCR南スーダン 金田 恵子



中央エクアトリア州における帰還民に対する住宅支援の様子

月には、海賊対処行動で派遣されている自衛隊のP-3C哨戒機部隊が独自に使用する活動拠点がジブチ共和国に完成し、運用を開始した。

(ウ) 海賊対策における国際協力の推進

日本は、ソマリア沖海賊問題の根本的な解決に向けて、周辺国の海上取締能力の向上や、ソマリアの安定に向けた支援といった多層的な取組を推進している。

日本は国際海事機関（IMO）の設置した基金に対し1,460万米ドルを拠出し、ソマリア周辺国の情報共有センター（ISC）を設置したほか、ジブチに周辺国の海上取締能力向上のための訓練センターの建設を進めている。また、海賊の訴追費用支援のために、国連薬物犯罪事務所（UNODC）に設置された国際信託基金に150万米ドルを拠出し、同基金を通じてソマリア沿岸国の法廷設備や収監施設の支援が実施された。このほかにも、アジア諸国を対象として国際協力機構（JICA）と海上保安庁とが協力して実施してきた「海上犯罪取締り研修」について、2010年からはソマリア周辺国のイエメン、オマーン、2011年からはジブチを新たに対象国とし、それぞれの国の海上保安機関職員に対して研修を実施し、海上法執行能力の向上に向けた支援を行っている。

ソマリアの安定に向けては、日本は、2007年以降、治安向上、人道支援・雇用創出及び警察支援のため、総額1億8,400万米ドルが拠出された。このほかにも、日本は、ソマリア沖海賊対策コンタクトグループ会合を始めとする国際会議に参加し、関係国・国際機関との連携強化に努めている。



ジブチの活動拠点と自衛隊隊員（写真提供：防衛省）



ジブチ訓練センター竣工式に出席したゲレ・ジブチ共和国大統領（右から5番目）、関水国際海事機関（IMO）事務局長（同7番目）及び新米駐ジブチ共和国日本大使（同9番目）（写真提供：IMO）

イ アジアにおける海賊対策

アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）は、日本が主導して、2006年9月に発効した。シンガポールに設立されたReCAAPの情報共有センター（ISC）は、加盟各国が海賊情報を共有することを可能にしており、国際的にも高い評価を得ている。

ソマリア沖・アデン湾の海賊対策でも、先述のとおり、情報共有センターの設置を始めとして、ReCAAPをモデルとした地域協力の枠組みづくりが進められている。その他、マラッカ・シンガポール海峡の航行の安全については、海運国と沿岸国間の国際協力の枠組みである「協力メカニズム」に対し、積極的な支援を実施している。

(4) 治安上の脅威に対する取組

ア テロ対策

2011年を通じ、国際社会はこれまでに達成された成果を基礎に、多国間及び地域的なレベルでの協力を推進し、国際テロ対策を一層強化してきた。G8ドーヴィル・サミット首脳宣言は、2011年5月のウサマ・ビン・ラーディンの死は国際テロ対策上の重要な前進であるとしつつも、テロ組織による継続的な脅威の存在を指摘し、国際法を遵守したテロ対策協力の重要性や、暴力的過激主義に対抗するための継続的努力の必要性などに言及した。

国連においては、米国同時多発テロ事件発生から10周年に当たる9月に、国連事務総長が国際テロ対策に関するシンポジウムを開催した。同シンポジウムには、各国から閣僚レベルが参加し、「国連グローバル・テロ対策戦略」²実施の重要性を改めて確認するとともに、テロ撲滅に向けた取組への誓いを新たにした。また、新たに「グローバル・テロ対策フォーラム」(GCTF: Global Counterterrorism Forum)³が設立され、テロ対処能力向上を支援するための様々な取組を行っていくこととなった。

地域レベルでは、日本は、2月にプノンペン（カンボジア）で第6回日・ASEANテロ対策対話を開催したほか、5月には、「ARFテロ対策及び国境を越える犯罪対策に関する会期間会合」（於：クアラルンプール（マレーシア））の共同議長をマレーシアと務め、最近のテロの傾向を踏まえ、過激化対策の重要性について各国と認識を共有した。また、「国

境を越える犯罪に関するASEAN+3（日中韓）協力」の枠組みにおいても、10月に開催された第5回閣僚級会議（於：バリ（インドネシア））及び7月に開催された第9回高級実務者会議（於：シンガポール）へ積極的に参加した。また、7月には、インドネシアと共同で「日・ASEAN航空保安セミナー」をジャカルタで開催するなど、様々な取組を主導し、地域的なテロ対策に貢献してきている。

また、日本は、テロ情勢やテロ対策協力についての協議・意見交換を行っており、1月には北京で日中テロ対策協議を、3月には韓国・済州島で日中韓テロ対策協議をそれぞれ立ち上げるなど、近隣諸国との連携強化に力を入れている。

日本は、国際的なテロ対策協力として、テロ対処能力が必ずしも十分でない開発途上国などに対する能力向上支援を重視しており、東南アジア地域を重点として、ODAを活用した支援を継続・強化している。具体的には、①出入国管理、②航空保安、③港湾・海上保安、④税関協力、⑤輸出管理、⑥法執行協力、⑦テロ資金対策、⑧化学・生物・放射性物質・核（CBRN）テロ対策、⑨テロ防止関連諸条約⁴などの分野で、技術協力や機材供与などの支援を実施している。

そのほか、近年、国際社会全体が取り組むべき新たな課題として認識されている核テロ（核物質や放射線源を用いたテロ）に関しては、国際原子力機関（IAEA）などを中心に、核テロ対策強化のための様々な取組が行われ

² 2006年9月、第60回国連総会において全会一致で採択。「テロとの闘い」における加盟国及び国連の能力を強化するための具体的かつ実践的なテロ対策措置を包括的にまとめたもの。また、国連事務総長が設置した国連テロ対策実施タスクフォース（CTITF）が、同戦略実施における国連関係機関間の調整及び加盟国への支援を行う。

³ テロ対策に係る新たな多国間の枠組みとして米国により提唱され、2011年9月に設立。実務者間の経験・知見・ベストプラクティス（成功事例）の共有や、「法の支配」、国境管理、暴力的過激主義対策等の分野における能力向上支援の実施等を目的とする。G8を含む29か国及びEUがメンバー（国連はパートナー）。

⁴ テロ防止関連諸条約についてはhttp://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/terro/kyoryoku_04.htmlを参照。日本は13のテロ防止関連条約を締結している。

2011年に発生した主要なテロ事件（報道などに基づく）

1月24日	ロシア・モスクワの国際空港における自爆テロ 首都モスクワのドモジェドボ空港において自爆テロが発生し、外国人を含む37名が死亡、180名以上が負傷した。
4月11日	ベラルーシ・ミンスクの地下鉄駅における爆弾テロ 首都ミンスク中心部の地下鉄オクチャプリスカヤ駅で爆弾が爆発し、14名が死亡、200名近くが負傷した。
5月22日	パキスタン・カラチにおける海軍基地襲撃テロ カラチで武装集団がパキスタン海軍の航空基地を襲撃、数回の爆発があったほか、軍部隊と銃撃戦となった。14名が死亡した。
6月11日	パキスタン・ペシャワールにおける自爆テロ ペシャワールの市場地区で自爆テロを含む爆発が2回あり、36名が死亡、約100名が負傷した。
7月13日	インド・ムンバイにおける連続爆弾テロ ムンバイ市内3か所で連続爆弾テロが発生し、26名が死亡、130名以上が負傷した。
8月15日	イラク・各地における同時多発爆弾テロ 首都バグダッドのほか、7州の17の市や町で計37の自爆テロなどが発生し、少なくとも70名が死亡、250名以上が負傷した。
8月26日	ナイジェリア・アブジャにおける国連ビル爆破テロ 首都アブジャにある国連ビルで爆破事件が発生し、少なくとも23名が死亡、81名が負傷した。
9月7日	インド・ニュー・デリーにおける爆弾テロ 首都ニュー・デリー中心部の高等裁判所前で爆弾が爆発し、12名が死亡した。
9月13日	アフガニスタン・米国大使館等に対する襲撃事件 首都カブール市中心部において、ロケット弾や小火器を持った武装集団が米国大使館やISAF本部を攻撃したほか、警察施設3か所を襲撃し、少なくとも16名が死亡、18名が負傷した。

ており、日本は、IAEAの核物質等テロ行為防止特別基金への拠出、「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ（GI）」⁵への参加などを通じ、積極的に貢献している。

日本は、国際場裏におけるテロ対策の議論への参画や、諸外国との国際テロ対策協力を推進するとともに、外国為替及び外国貿易法に基づいて資産凍結などの措置を実施し、2006年に改正された出入国管理及び難民認定法に基づきテロリストなどを退去強制措置の対象とするなど、テロリストに対する制裁措置を定める国連安保理決議を着実に履行している。

イ 刑事司法分野の取組

国際社会では、国連の犯罪防止刑事司法会

著作権の関係上表示できません

ムンバイにおける連続爆弾テロにより、26名が死亡、130名以上が負傷した（7月、インド）写真提供：PANA）

議及び犯罪防止刑事司法委員会が、犯罪防止及び刑事司法分野における政策形成の中心機関として活動している。日本は、4月に開催された犯罪防止刑事司法委員会において、日本の児童ポルノ対策を中心にサイバー犯罪への取組を紹介したほか、行財政をめぐる議論などに積極的に参加した。

⁵ 2006年、米国・ロシアの両国大統領が、核テロリズムの脅威に国際的に対抗していくことを目的として提唱。参加国は、核テロ対処能力を強化するためのセミナー、ワークショップなどを実施。2011年12月現在、82か国及びオブザーバーとして4機関（EU、IAEA、国際刑事警察機構（ICPO-interpol）、UNODC）が参加。

日本は、国際組織犯罪分野における国際的な法的枠組みの整備により、国際的な組織犯罪を防止し、これと闘うための協力を促進するために、国際組織犯罪防止条約及び補足議定書の締結について検討を進めている。また、贈収賄、公務員による財産の横領などの腐敗が、持続的な発展や「法の支配」を危うくする要因となっていることから、これに有効に対処するための措置や、国際協力などを規定した国連腐敗防止条約についても同様に検討を進めている。また、情報技術の急速な発展・普及に伴って深刻化したサイバー犯罪に対する国際協力を進めるためのサイバー犯罪条約について、締結に必要な関連国内法の整備を進めた。

日本は、2011年度に不正薬物、犯罪、テロの問題に包括的に取り組むUNODCに設置されている犯罪防止刑事司法基金に約9万2,000米ドル（同基金内のテロ防止部には別途約4万1,000米ドル。補正予算を除く）を拠出した。これは、UNODCが実施するアジアにおける人身取引対策及び腐敗対策プロジェクトに使用される。

ウ 腐敗対策

近年、特にG20の枠組みにおいて、公正な国際競争を通じ世界経済の成長を促進するなどの観点から、腐敗対策の取組が強化されており、11月のカンヌ・サミットにおいては、「G20腐敗対策行動計画」（2010年10月発表）の履行状況等に関する報告書（腐敗対策作業部会 第1回監視報告書）が発表された。また外務省では、東南アジア諸国における腐敗対策の取組を支援すべく、2011年11月、国連アジア極東犯罪防止研修所が主催する腐敗

対策セミナーに協力した。

エ マネーロンダリング（資金洗浄）・テロ資金供与対策

マネーロンダリング及びテロ資金供与対策については、国際的な枠組みである金融活動作業部会（FATF）⁶が、各国が実施すべき国際的基準をFATF勧告として定めている。FATFは、FATF勧告の実施に向けた取組が不十分であり、マネーロンダリングやテロ資金供与の深刻な問題・脅威が認められる国・地域を特定し、公表している。このほか、FATFは、大量破壊兵器の拡散につながる資金供与の防止など、新たな視点からの対策についても議論を進めており、日本もこれらの議論に積極的に参加している。なお、2008年に実施されたFATF勧告の実施に関する対日相互審査に関し、2011年10月のFATF全体会合において、日本はその後の状況や取組を説明した。

オ 人身取引対策

人身取引の手口の巧妙化・潜在化などの人身取引をめぐる近年の情勢を踏まえ、2009年12月に政府の犯罪対策閣僚会議で「人身取引対策行動計画2009」を策定し、フォローアップ（履行状況の調査）を実施している。日本は、同行動計画に基づき、国際捜査共助の充実化や被害者の帰国支援、ODAを活用した国際支援などの国際的な取組に積極的に参画している。2011年11月には政府協議調査団をフィリピンへ派遣し、日本の「人身取引対策行動計画2009」の概要及び日本の人身取引対策について説明するとともに、同国内の被害の実態や保護施策を始めとする同国

⁶ 1989年のG7アルシュ・サミット（於：フランス）において、国際的なマネーロンダリング対策の推進を目的に招集された国際的な枠組みで、日本を含め、経済協力開発機構（OECD）加盟国を中心に34か国・地域及び2国際機関が参加。現在では、テロ資金対策についても指導的役割を果たしている。

の人身取引対策について調査したほか、人身取引被害者のための保護施設の視察を行った。さらに、日本は、国際移住機関（IOM）への拠出を通じて、被害者の安全な帰国及び帰国後の支援のための「人身取引被害者帰国支援事業」への支援や、不法移民・人身取引及び関連する国境を越える犯罪に関する地域協力の枠組みである「バリ・プロセス」への支援を行っている⁷。

カ 不正薬物対策

薬物分野における国際的な政策形成の中心機関である国連麻薬委員会（CND）は、薬物関連諸条約上の義務の履行を監視し、薬物統制の強化に関する勧告などを行っている。日本は、国内の予防対策を一層推進するとともに、日本の経験と知見に基づく国際協力（代替開発支援、合成薬物対策、薬物乱用防

止政策など）を推進しており、2011年度には、UNODCに設置されている国連薬物統制計画基金に約126万米ドルを拠出し、国際的な薬物対策を支援している。これにより、日本は、ミャンマーにおける不法栽培モニタリング・プロジェクト、覚せい剤を始めとする合成薬物の供給削減を目的としたプロジェクトなどを支援した。

また、2011年度には補正予算により、アフガニスタンの麻薬対策のために、1,360万米ドルを拠出した。これにより、国境管理、刑事司法分野の能力強化、麻薬患者対策などのプロジェクトが実施されている。

G8の枠組みにおいては、5月、パリにおいて大西洋を越えたコカインの不正取引対策に関するアウトリーチ閣僚級会合が開催され、G8各国と欧州・中南米・アフリカ諸国が参加した（日本からは飯村政府代表が出席）。

3 軍縮・不拡散・原子力の平和的利用¹

(1) 概観

日本は、自国の安全を確保・維持し、また、日本国憲法がうたっている平和主義の理念を基礎として、平和で安全な世界を目指すため、国際社会の責任ある一員として軍縮・不拡散に取り組んでいる。この対象となるのは、大量破壊兵器（一般に核兵器・生物兵器・化学兵器を指す）、ミサイルとそれ以外の通常兵器並びにそれらの関連物資・技術である。

核兵器の存在は人類全体にとって深刻な脅威であり、日本は唯一の戦争被爆国として

「核兵器のない世界」を実現させるべく、主体的な外交努力を行っている。核兵器不拡散条約（NPT）は、核軍縮・不拡散及び原子力の平和的利用を定めた核兵器に関する最も基本的な条約であり、NPTに基づく国際的な核軍縮・不拡散及び原子力の平和的利用の枠組みをNPT体制と呼んでいる。日本は、NPTの2010年運用検討会議において、オーストラリアと共同で最終文書の合意の基礎となる具体的な提案を行うなど、会議の成功に重要な

⁷ 日本は、IOMを通じて、人身取引被害者の帰国支援及び帰国後の社会復帰支援（就業支援、医療費の提供など）を実施している。また、「バリ・プロセス」の活動に関する広報及び啓蒙活動を目的としてバリ・プロセス・ウェブサイトの維持運営支援を実施している。なお、同ウェブサイトには参加各国の取組や域内協力に関する情報、専門家会合の成果物などが掲載されている。

¹ より詳細な日本の核軍縮・不拡散分野の政策については2011年発行の「日本の軍縮・不拡散外交（第5版）」（外務省編<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/honsho-pub.html>）を参照。

特集

サイバー空間をめぐる取組

第3章

情報技術（IT）に大きく依存した私たちの日常生活や、近年のソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）を利用した情報の高速かつ広範な流通に見られるように、私たちの社会生活・経済活動は、サイバー空間に大きく依存しています。また、軍事分野においても情報通信技術の活用が必須となっています。こうした情報通信技術の重要性に比例して、サイバー空間における脅威は、急速に高度化・多様化しています。また、日本の政府機関、民間企業等に対するサイバー攻撃も増加しており、サイバー空間の安定的利用に対するリスクは、日本にとっても安全保障、経済上の大きな課題となっています。

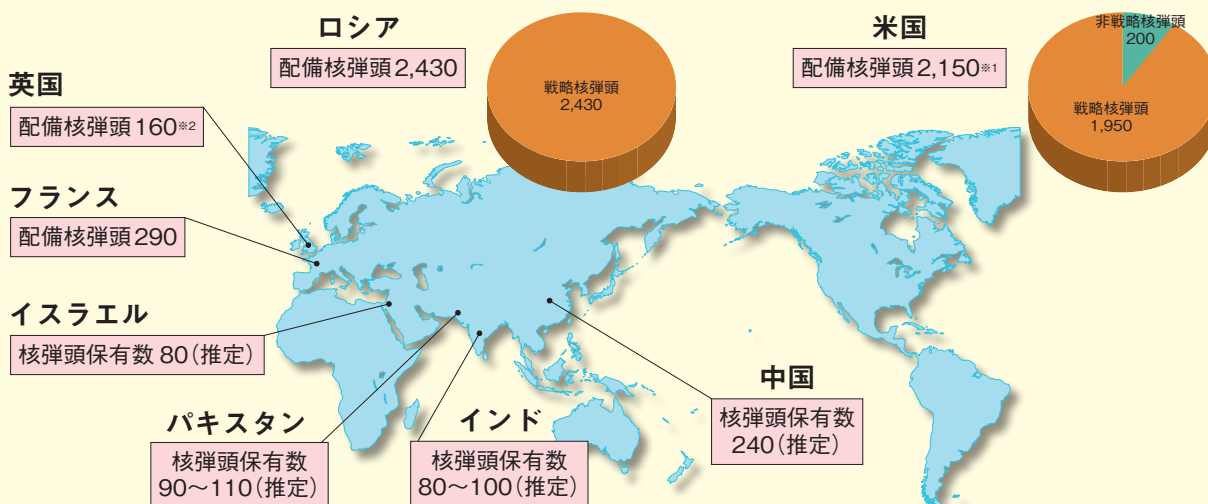
サイバー攻撃には、その攻撃主体を特定することが困難であるという特徴があり、国際関係においても、このようなサイバー攻撃にいかに対応するかは難しい問題となっています。現在、日本を含めた各国は、国家レベルでのサイバー空間における脅威への対応、既存の国際法がどのように適用されるのかといった法的側面に関する検討、信頼醸成や国際協調の促進など、様々な面から検討・対話を行っています。

こうした中、日本は、二国間・多国間あるいは国際会議等の場における協力を進めています。例えば、米国や英国、北大西洋条約機構（NATO）やその他の主要先進国とサイバー分野での協議・対話を実施しているとともに、欧州評議会（CoE）関連のプロジェクトにも資金協力を行っています。また、2012年から13年の間、国連の場においてサイバー分野に関する政府専門家会合が開催される予定となっており、サイバー空間に関する国際的な規範作りなどについて議論が深まることが予想されます。アジア地域においても、ASEAN地域フォーラム（ARF）及びASEAN+3会合などの枠組みでサイバー分野に関する議論が始まっており、日本としてもアジア諸国との協議・対話を通じて、同地域諸国のサイバー空間に対する関心や関与をより高めるべく努めています。

また、2011年11月1日から2日までの2日間、英国において、サイバー空間に関するロンドン会議が開催されました。本会議は、ヘーグ英国外相が主催し、60か国の政府機関ほか、国際機関、民間部門、NGOの代表など約700名が参加しました。日本からも山根外務副大臣を代表とし、関係省庁からなる代表団が参加しました。会議は、全体会議及び5つの分科会等から構成され、山根副大臣は、サイバー空間の安定的利用に対するリスクが新たな安全保障上の課題となったことや、サイバー空間の安全性、開放性、透明性、信頼性及び相互運用性などを高めるための国際社会の協力や、官民間での継続した話合いの必要性、官民協力の下で国際的な規範を醸成していくことの重要性について述べました。

このように、日本としても各国等との協議・対話や国際会議等への参加など通じた協力をより推進するとともに、サイバー空間に関する国際的な規範作りに向け、国際社会との連携や官民協力を促進し、より一層、サイバー空間における安全保障上の課題に取り組んでいきます。

世界の核弾頭数の状況（2011年）



(注1) 「2009年9月30日時点で5,113発保有（注：未配備核弾頭を含む）」（2010年5月3日 米国国防省発表）
 (注2) 「実戦に使用可能な弾頭の上限を160発以下から120発以下に削減」（2010年10月発表 英国「戦略防衛監視（SDSR）」）

出典：ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）年鑑 2011年版など

貢献を行った。また、同年9月には、オーストラリアとの協力により、核兵器のない世界を実現する一里塚として、「核リスクの低い世界」を目指すという目的を共有する非核兵器国10か国による地域横断的なグループ「軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）」を立ち上げ、2011年には、核兵器国の軍縮の透明性確保等で具体的な成果を挙げつつある。

また、核兵器以外の大量破壊兵器である生物兵器や化学兵器については、それらの生産・保有等を禁止する生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）が発効しており、その強化と普遍化に向けた努力を行っている。通常兵器についても、クラスター弾や対人地雷といった非人道的な兵器の使用を禁止する条約の作成と強化、不発弾除去や小型武器回収等の被害国におけるプロジェクトの実施、各国の軍縮の透明性を高める諸努力に取り組んでいる。



安全で革新的な原子力エネルギーの利用に関するキエフ・サミットにおいて、ヤヌコーヴィチ・ウクライナ大統領と会談する高橋外務副大臣（左）（4月19日、ウクライナ・キエフ）

その他の多国間の枠組みとしては、軍縮分野で唯一の多国間交渉機関であるジュネーブ軍縮会議（CD）において、FMCTなどの新たな条約交渉の開始に向けて努力している。

IAEA²の保障措置³は、核不拡散体制の中核的措置であり、日本はその強化・効率化に取り組んでいる。また、不拡散を支持する国による輸出管理規制の国際的枠組みである、各種の国際輸出管理レジームや大量破壊兵器

² IAEA（International Atomic Energy Agency）は、原子力の平和的利用を促進するとともに、原子力が平和的利用から軍事的利用に転用されることを防止することを目的とし、1957年に設立され、事務局はウィーンに設置されている。最高意思決定機関は全加盟国で構成される年1回開催される総会であり、総会に対して責任を負うことを条件に、35か国で構成される理事会がIAEAの任務を遂行する機関として機能している。2012年2月現在、153か国が加盟。天野之弥氏が、2009年12月以降事務局長を務めている。

³ IAEAが各国と個別に締結した保障措置協定に基づき、査察などの手段により、核物質が平和的目的だけに利用され、核兵器などに転用されないことを担保するために行われる検認活動（査察、各国の計量管理（核物質の在庫量の管理）記録のチェックなど）。NPT締約国たる非核兵器国は、NPT第3条に基づき、IAEAとの間で保障措置協定を締結し、国内の全ての核物質について保障措置（包括的保障措置）を受け入れることが求められている。

等の拡散を阻止するためのイニシアティブである「拡散に対する安全保障構想」(PSI)⁴などの取組に積極的に参画している。さらに、近年は、テロリスト等、非国家主体への核兵器、核物質及び関連資材の移転の防止など核セキュリティ⁵への取組が重要性を増しており、2010年4月には、オバマ米国大統領の主催の下、核テロ対策をテーマとした初めての首脳会議(核セキュリティ・サミット)が開催され、日本も国際貢献のためのイニシア

ティブを発表した。2012年3月にはソウルで2回目の核セキュリティ・サミットが予定されている。

日本は、これらの多国間の枠組みを通じた取組に加え、二国間の対話を通じた軍縮・不拡散外交も積極的に行っており、二国間原子力協力協定の締結などによる原子力の平和的利用の促進やロシア退役原子力潜水艦の解体支援等、その活動は多岐にわたっている。

(2) 核軍縮

ア 核兵器不拡散条約 (NPT)

2010年5月にニューヨークで行われたNPT運用検討会議は、前回会議(2005年)の決裂もあり、NPTの命運をかけた分岐点であったが、結果的に、NPTの3本柱(①核軍縮、②核不拡散、③原子力の平和的利用)につき、将来に向けた具体的な行動計画を含む最終文書をコンセンサスで採択することができた。失敗回避のために国際社会が結束し、危機に直面していたNPT体制を救った意義は非常に大きく、今後は、各国がこの行動計画を着実に実施していくことが重要である。

年4月、ドイツにおいて行われた第2回外相会合においては、この10か国グループの名称を「軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)」とすることで一致。同年9月には、第3回外相会合が行われ、2010年のNPT運用検討会議のフォローアップ等、グループ発足から1年間の活動実績を振り返るとともに、FMCT早期交渉開始や核軍縮の報告フォームといった重要事項を中心に、2012年のNPT運用検討会議第1回準備委員会に向けた具体的な取組の方向性につき、実質的な議論を行った。

イ 軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI)

2010年9月、日本はオーストラリアと主導して、同年5月のNPT運用検討会議での合意事項の着実な実施に貢献すべく、核軍縮・不拡散分野において志を同じくする地域横断的な10か国⁶のグループを立ち上げた。2011

ウ 包括的核実験禁止条約 (CTBT)⁷

日本はCTBTを、NPTを基礎とする核軍縮・不拡散体制を支える重要な柱として、その早期発効を重視し、未批准国への働きかけ等の外交努力を継続している。同条約の発効促進会議には、高村正彦外務大臣が議長を務

⁴ PSI (Proliferation Security Initiative) とは、大量破壊兵器などの拡散阻止のため各国が国際法・各国国内法の範囲内で共同してとり得る措置を実施・検討するための取組で、2003年5月に開始。2011年3月現在約100か国が、PSIの活動に参加・協力している。日本は、PSI海上阻止訓練を2004年及び2007年の二度主催し、2010年11月に東京においてオペレーション専門家会合(OEG)を主催した。また、他国が主催する訓練及び関連会合にも積極的に参加している。

⁵ 核物質等がテロリストやその他の犯罪者の手に渡ることを防ぐための措置。

⁶ 日豪のほかは、カナダ、チリ、ドイツ、ポーランド、メキシコ、オランダ、トルコ及びUAE。

⁷ 宇宙空間、大気圏内、水中、地下を含むあらゆる場所における核兵器の実験的爆発及び核爆発を禁止。1996年に署名開放されたが、2012年2月現在、条約発効のために批准が必要な国(発効要件国)全44か国のうち、中国、エジプト、イラン、イスラエル、米国が未批准、インド、北朝鮮、パキスタンが未署名のために未発効となっている。

めた1999年の第1回以来、毎回参加している。2011年9月の第7回発効促進会議には玄葉外務大臣が出席し、核兵器国、非核兵器国の対立を超え、すべての国がCTBT発効促進に向けて共同行動（United Action）をとることを呼びかけるとともに、NPDIの参加国と連携しつつ、CTBT発効促進に向けた共同行動の先頭に立つ決意を表明した。同年12月、発効要件国の一つであるインドネシアの国会においてCTBTの批准が承認され、同国が批准したことから、批准国は157か国となった。

工 兵器用核分裂性物質生産禁止条約

（FMCT：カットオフ条約）⁸

2009年5月、CDにおいて、FMCT交渉開始を含む作業計画が決定されたものの、作業計画の実施に必要な決定案がパキスタンの修正要求により合意に至らず、結局交渉は行われなかった。2010年以降も、CDは作業計画を採択できず、2011年12月の国連総会において、CDが2012年会期中に作業計画を採択・実施できない場合は、2012年9月から始まる第67回国連総会で、交渉開始の代替案について検討するとのカナダが提出したFMCTに関する決議案が賛成多数で採択された。

オ 軍縮・不拡散教育

近年、市民に対する軍縮・不拡散についての教育は、軍縮・不拡散問題への取組を推進する上で重要であると国際社会に広く認識されてきている。日本は、唯一の戦争被爆国として、また、国際的な軍縮・不拡散体制の維持・強化を主要な外交課題と捉える立場から、軍縮・不拡散教育を積極的に推進している。日本の取組として、「非核特使」や

被爆証言の多言語化及び各国若手外交官の被爆地研修等を通じた被爆の実相の伝達、NPT運用検討会議のプロセスにおける作業文書の提出や演説の実施、日本における国連軍縮会議開催への協力を行っている。2011年10月の国連軍縮週間には、ニューヨークの国連本部に2名の「非核特使」を派遣し、非核特使は自らの実体験に基づいた被爆証言を行った。また、国連と協力してフェイスブックを活用し開催した「平和のための詩」コンテストにおける最優秀作品の発表を、国連総会議場のそばにある広島・長崎原爆常設展示場で行った。また、同年11月には、広島市、長崎市と協力してジュネーブの国連欧州本部に原爆常設展を開設し、核軍縮の重要性を訴える等、国連と協力して核兵器使用の惨禍の実相を国際社会、特に次世代に伝える取組も行っている。

カ その他多国間での取組

2011年5月に行われたG8ドーヴィル・サミット（於：フランス）では、「不拡散及び軍縮に関する宣言」が発出され、軍縮・不拡散の追求及び原子力の平和的利用の不可欠な基礎であるNPTに対する支持等が表明された。さらに、同年12月に開催された第66回国連総会においては、日本が1999年以降毎年提出している核軍縮決議が、過去最多の99か国となる共同提案国を集め、賛成169、反対1（北朝鮮）、棄権11と圧倒的多数の支持を得て採択された。

キ その他の二国間での取組

核軍縮・不拡散及び環境汚染防止の観点から、日露非核化協力委員会を通じ、ロシアにおける退役原子力潜水艦解体関連事業を実施

⁸ 核兵器その他の核爆発装置製造のための原料となる核分裂性物質（高濃縮ウラン及びプルトニウムなど）の生産を禁止することにより、核兵器の数量増加を止めることを目的とする条約構想。

している⁹。また、ウクライナ、カザフスタン及びベラルーシとの間でそれぞれ設立した非核化協力委員会を通じ、核セキュリティ強化事業に対する協力を進めている¹⁰。

ク 核セキュリティ・サミット

核セキュリティについては、2001年9月11日の米国同時多発テロ事件以降国際的な関心が高まっており、様々な取組が行われている。2010年4月には、オバマ米国大統領の提唱により、核セキュリティをテーマにした初めての首脳会議（核セキュリティ・サミット）が米国で開催された。このサミットに

は、日本を含む47か国及び3国際機関等（国連、IAEA及び欧州連合（EU））の首脳などが参加し、4年以内に全ての脆弱な核物質の管理を徹底するとの目標を共有するとともに、核セキュリティ強化のために具体的な措置をとっていくことで一致した。2012年3月には、第2回目となるサミットがソウルで開催され、東京電力福島第一原発事故から約1年という節目のタイミングで開催され、前回サミットで合意した作業計画の実施状況を検証し、核セキュリティ強化のための国際協力と国内措置及び核セキュリティと原子力安全のシナジーについて議論する予定である。

(3) 不拡散

ア 大量破壊兵器などの拡散防止の取組

日本は、不拡散体制の強化のために様々な外交努力を行っている。IAEAは、原子力の平和的利用の促進と原子力の軍事的利用への転用防止を目的とする国際機関であり、日本はIAEA指定理事国¹¹としてその活動に人的・財政的貢献を行っている。IAEAの保障措置は、核物質などが軍事的目的に資するような方法で利用されないことを確保するための検認制度であり、また、国際的な核不拡散体制の中核的な措置である。日本はより多くの国が追加議定書¹²を締結するよう様々な協議の場で各国に働きかけるとともに、IAEAと協力し、追加議定書締結支援のための、IAEA

が主催する地域セミナーへの人的・財政的支援を含め、IAEAの取組を支援してきている。

輸出管理レジームは、兵器やその関連汎用品・技術の供給能力を持ち、かつ、不拡散を支持する国々による輸出管理の協調のための枠組みである。核兵器、生物・化学兵器、ミサイル¹³、通常兵器のそれぞれに関する多国間の輸出管理レジームが存在し、日本はこれら全てに参加し、貢献している。特に、原子力供給国グループ（NSG）に対しては、ウィーン日本政府代表部が事務局の役割を果たしている。2011年6月には、原子力供給国グループ総会において、濃縮及び再処理¹⁴の資機材や技術の移転規制が強化された。

⁹ 退役原子力潜水艦解体事業「希望の星」は、2002年6月のG8カナナスキス・サミット（於：カナダ）において合意され、大量破壊兵器及びその関連物質の拡散防止を主な目的とする「G8グローバル・パートナーシップ」の一環として実施されたもので、2009年12月までに計6隻を解体して完了した。2010年8月からは、解体した原子力潜水艦の原子炉区画を安全に保管する施設の建設に対する協力を実施している。

¹⁰ 2010年7月、日・ベラルーシ非核化協力委員会を通じ、ベラルーシ国境における核・放射性物質不法移転防止システムの強化に対する協力を開始し、2011年8月に完了した。また、2011年1月、日・ウクライナ非核化協力委員会を通じ、ハリコフ物理化学研究所核セキュリティ強化、さらに、同年11月、日・カザフスタン非核化協力委員会を通じ、カザフスタン核セキュリティ防護資機材整備に対する協力をそれぞれ開始した。

¹¹ IAEA理事会で指定される13か国。日本を始めG8などの原子力先進国が指定されている。

¹² 包括的保障措置協定に追加して各国がIAEAとの間で締結する議定書。追加議定書の締結により、IAEAに申告すべき原子力活動情報の範囲が拡大されるなど、検認活動が強化される。2012年2月現在、115か国が締結。

¹³ 弾道ミサイルに関しては、輸出管理体制のほかにも、その開発・配備の自制などを原則とする弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCOC）があり、日本はこれにも参加している。

¹⁴ 濃縮とは、天然ウラン中にわずか（0.7%）しか存在しないウラン²³⁵の割合を高めること。再処理とは、使用済核燃料に含まれるプルトニウム²³⁹を抽出すること。高濃度のウラン²³⁵や、プルトニウム²³⁹は、核兵器の原料になり得る。

また、日本は、「拡散に対する安全保障構想（PSI）」の取組を重視しているほか、不拡散体制への理解促進と取組の強化を目指し、アジア諸国を中心に働きかけを行っており、2003年度からアジア不拡散協議（ASTOP）¹⁵を、また、1993年度からアジア輸出管理セミナー¹⁶をそれぞれ日本において開催するなど、拡散問題に対する地域的取組の強化を率先して進めている。例えば、2011年12月のASTOPでは、2012年3月に韓国で開催される核セキュリティ・サミットを踏まえ、核セキュリティの強化に関しての同サミットに向けた国際的な動きや各国の取組、核セキュリティ分野での人材育成などの意見交換が行われた。また、日本は、ロシアなど旧ソ連諸国で大量破壊兵器やその運搬手段の研究開発に関与していた科学者などを国際科学技術センター（ISTC）を通じて平和目的の研究に従事させることにより、大量破壊兵器に関する知識・技能の拡散防止に貢献している。

イ 地域の不拡散問題

北朝鮮の核・ミサイル問題は、国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であり、特に核問題は国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦である。2002年10月に北朝鮮がウラン濃縮計画の保有を認め、これを契機に核問題が再び深刻化し¹⁷、2006年7月にテポドン2を含む7発の弾道ミサイルが発射され、10月には核実験実施発表に至った。2007年から2008年にかけて寧辺^{ヨンビョン}の三つの核施設（5メ

ガワット実験炉、再処理工場及び核燃料棒製造施設）の無能力化作業への着手及び核計画に関する申告がなされたが、北朝鮮は、2009年4月にミサイルを発射、5月に核実験実施を発表し、6月には新たに抽出されるプルトニウム全量の兵器化及びウラン濃縮作業着手を発表し、7月には複数発の弾道ミサイルを発射、9月には試験的ウラン濃縮が最終段階に達した旨を宣明する書簡を国連安保理議長宛てに送付し、11月には使用済み核燃料棒の再処理を成功裏に終了した旨を発表するなど、強硬姿勢を強めている。また、2010年11月には、米国のプリチャード元朝鮮半島和平担当特使とヘッカー・スタンフォード大学教授（元ロスアラモス研究所長）が寧辺を訪問した際、北朝鮮が実験用軽水炉建設現場とウラン濃縮施設を視察させた旨が報告されている。日本は、引き続き北朝鮮に対し、2005年9月の六者会合共同声明及び関連する国連安保理決議への違反であるウラン濃縮活動の即時停止を含め、すべての核兵器及び既存の核計画の放棄に向けた措置を着実に実施するよう強く求めつつ、北朝鮮の非核化に向けて引き続き米韓を含む関係国と緊密に連携していく考えである。

また、IAEAに未申告のウラン濃縮関連活動が2002年に発覚したイランの核問題は、国際的な核不拡散体制への重大な挑戦であり、2003年以降、その活動の停止などを求めるIAEA理事会決議¹⁸及び国連安保理決

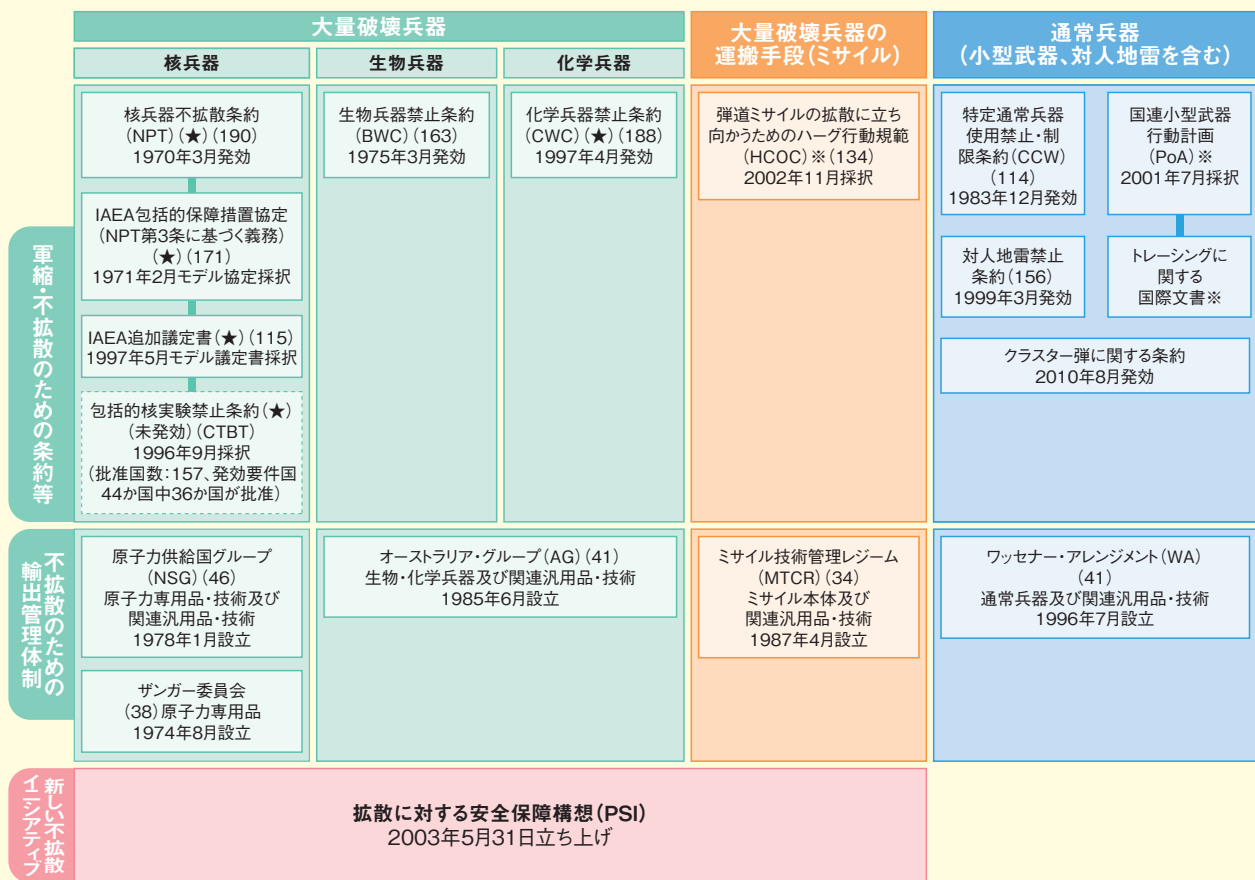
¹⁵ ASTOP（Asian Senior-level Talks on Non-Proliferation）とは、日本の他、ASEAN10か国、中国、韓国、米国、オーストラリア、カナダ及びニュージーランドが参加し、アジアにおける不拡散体制の強化に関する諸問題について議論を行う日本主催の多国間協議。最近では2011年12月に開催された。

¹⁶ アジア諸国・地域の輸出管理当局関係者などの参加により、アジア地域における輸出管理強化に向けて意見・情報交換をするセミナー。1993年から毎年東京で開催しており、最近では2011年2月に開催し、28か国・地域が参加した。

¹⁷ 2003年1月には、北朝鮮はNPTから脱退することを通告し、その後、北朝鮮は、1994年10月に米朝間で署名された「合意された枠組み」の下で凍結していた5メガワットの実験炉を再稼働させ、使用済み核燃料棒の再処理を再開した。

¹⁸ 2003年9月のIAEA理事会決議や10月のEU3（英国、フランス、ドイツ）とのテヘラン合意を受け、イランは濃縮関連活動の停止の約束の他、保障措置に関する是正措置やIAEA追加議定書の署名など一時的には前向きな対応を見せたものの、活動を継続した。また、2004年11月のEU3とのパリ合意により同活動を停止したものの、2005年8月には再開している。これを受け、2005年9月、IAEA理事会は、イランによる保障措置協定の違反を認定し、2006年2月のIAEA特別理事会において、イランの核問題を国連安保理に報告する決議を採択し、これ以降、イランの核問題は安保理でも協議されるようになった。

大量破壊兵器、ミサイル及び通常兵器（関連物質などを含む）の軍縮・不拡散体制の概要



(注1) 図表中の(★)は検証メカニズムを伴うもの。

(注2) () 内の数字は2012年2月現在での締結・批准・加盟国数。

(注3) 通常兵器に関しては、このほかに移転の透明性向上を目的とする国連軍備登録制度が1992年に発足。

(注4) ※は政治的規範であって法的拘束力を伴う国際約束ではない。

議¹⁹がそれぞれ採択されてきた。イランは未解決の問題に関し、IAEAとの協議や、更なる情報提供、さらにはIAEAの懸念を払拭するために必要な人や場所へのアクセス提供を実施していない。さらに、2009年9月には、新たなウラン濃縮施設が建設中であることが明らかになり、2010年2月には、自国でのテヘラン研究用原子炉（TRR）用燃料生産を目的として約20%のウラン濃縮を開始するなど、イランは依然として国連安保理決議に反してウラン濃縮関連活動を継続・拡大して

いる。このような動きに対し、2010年6月には国連安保理決議第1929号が採択され、イランに対する制裁措置が強化された。さらには、2011年11月には、イランの核計画に関する軍事的側面の可能性についてのIAEA事務局長報告の発出やIAEA理事会決議の採択等を踏まえ、米・EU等によるイランに対する追加的な制裁措置が行われた。日本は、関係国と緊密に連携しつつ、イランとの伝統的に良好な関係に基づく働きかけを継続し、核問題の平和的・外交的解決に向け努力してい

¹⁹ 国連安保理決議第1696号（2006年7月31日採択）、決議第1737号（2006年12月23日採択）、決議第1747号（2007年3月24日採択）、決議第1803号（2008年3月3日採択）、決議第1835号（2008年9月27日採択）、及び決議第1929号（2010年6月9日採択）を指す。決議第1696、1737、1747、1803号は、国連憲章第7章下で、イランに対し、全ての濃縮関連・再処理活動及び重水関連計画の停止、未解決の問題の解決などのため、IAEAに対するアクセス及び協力を提供することを義務付け、また、追加議定書の迅速な批准を要請しており、決議第1835号は、イランに対しこれら4本の決議の義務を遅滞なく遵守するよう求めている。また、決議第1737、1747、1803号は、核関連物資の対イラン禁輸やイランの核・ミサイル関連個人・団体の資産凍結などの憲章第7章第41条下のイランに対する制裁措置を含んでおり、決議第1929号は、イランに対する追加的な措置として、武器禁輸の拡大、弾道ミサイル開発の規制、資産凍結・渡航制限対象の拡大、金融・商業分野、銀行に対する規制の強化、貨物検査などの包括的な制裁措置を含んでいる。

く考えである（詳細については第2章第6節2(8)「イラン」を参照）。

シリアによるIAEA保障措置の履行に関する問題も、2008年11月以降、IAEA理事会において取り上げられており、2011年6月のIAEA理事会において、デイル・エッゾールにおける未申告での原子炉建設がIAEA保障措置協定下の違反を構成することを認定し、

IAEA全加盟国、国連安保理及び国連総会にシリアの保障措置協定違反を報告することを決定する決議が採択された。日本は、シリアがIAEAに対して完全に協力し、事実関係が解明されることを強く期待し、そのためにも同国が追加議定書を署名・批准し、これを実施することが極めて重要であると考えている。

(4) 原子力の平和的利用

ア 多数国間での取組

近年、国際的なエネルギー需要の拡大や地球温暖化問題への対処の必要性等から、原子力発電の拡充及び新規導入を計画する国が増加しており、東京電力福島第一原子力発電所の事故後も、原子力発電は国際社会における重要なエネルギー源となっている²⁰。

一方、原子力発電に利用される技術や機材、核物質は軍事転用が可能であることや、一国の事故が周辺諸国にも大きな影響を与え得ることから、原子力の平和的利用に当たっては、①核不拡散、②原子力安全（原子力事故の防止に向けた安全性の確保等）、③核セキュリティ（核テロリズムの危険への対応等）の「3S」²¹の確保が重要であるとの考えの下、日本はこれまで、二国間、多数国間の枠組みを通じて、「3S」確保の重要性を国際社会の共通認識とするための外交を展開している。

特に、2011年の原発事故を踏まえ、事故の経験と教訓を国際社会と共有し、これにより、国際的な原子力安全の向上に貢献していくことは、日本が果たすべき責務と考えている。

イ 二国間原子力協定

二国間原子力協定は、特に原子力の平和的利用の推進と核不拡散の観点から、核物質、原子炉などの主要な原子力関連資機材及び技術を移転するに当たり、移転先の国からこれらの平和的利用などに関する法的な保証を取り付けるために締結するものである。

また、日本としては、「3S」を重視する観点から、最近の原子力協定においては、原子力安全面に関する規定も設けており、協定の締結により、原子力安全の強化等に関し協定に基づく協力の促進も可能となる。

2011年には、トルコ等との間で原子力協定の締結交渉を行い、ベトナムとの間で原子力協定に署名した。また、12月には、ヨルダン、ロシア、韓国及びベトナムとの原子力協定が日本の国会において承認された²²。日本の原子力技術に対する期待は、引き続き、幾つかの国から表明されており、諸外国が日本の原子力技術を活用したいと希望する場合には、日本としては、相手国の事情を見極めつつ、核不拡散・平和的利用等を確保しながら、相手国に高い水準の安全性を有するもの

²⁰ IAEAによれば、2011年12月現在、原子炉は世界中で435基が稼働中であり、63基が建設中（<http://www.iaea.org/programmes/a2/>）。また、60か国以上が原子力発電の新規導入に関心を示している。

²¹ 核不拡散の代表的な措置であるIAEAの保障措置（Safeguards）、原子力安全（Safety）及び核セキュリティ（Security）の頭文字を取って「3S」と称されている。

²² これらの協定のうち、韓国及びベトナムとの協定については2012年1月21日、ヨルダンとの協定については2月7日に発効。

を提供するなど、原子力協力を行っていくことには基本的な意義があるものとする。このため、原子力協定の枠組みを整備するかどうかについて、核不拡散の観点や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係等を総合的に踏まえて、個別に検

討していくこととなる。

なお、日本は、2011年末までに米国、英国、カナダ、オーストラリア、フランス、中国、欧州原子力共同体（EURATOM）及びカザフスタンと原子力協定を締結している。

(5) 生物兵器・化学兵器

ア 生物兵器

生物兵器禁止条約（BWC）²³は、生物兵器の開発・生産・保有等を包括的に禁止する唯一の多国間の法的枠組みであるが、条約遵守の検証手段に関する規定がない。検証手段の導入については、生物剤や毒素への実効的な検証が極めて困難であるなどの問題があり、条約をいかに強化するかが課題となっている。

2011年は条約の運用状況を検討するため5年ごとに開催されている第7回運用検討会議が開催され、①国際協力・支援、②科学技術の進展の見直し、③国内実施強化、の三つを常設課題とする専門家会合・締約国会合の毎年の開催、締約国間の国際協力・支援を促進するためのデータベース設置等につき合意された。日本は、バイオ技術・生物剤が本来の目的から外れ悪用・誤用され得るという二重用途性（デュアルユース）問題に関する科学者への教育・意識向上や、次期会期期間活動等に関する作業文書を提出したほか、会議開催中にデュアルユース問題に関するサイドイベントをスイスと共催する等、条約強化のための議論に貢献した。

イ 化学兵器

化学兵器禁止条約（CWC）²⁴は、化学兵器の

生産・保有・使用等を包括的に禁止し、既存の化学兵器の全廃を定めるとともに、条約の遵守を検証制度（申告と査察）によって確保しており、大量破壊兵器の軍縮・不拡散に関する国際約束としては画期的な条約である。CWCの実施機関として、オランダ・ハーグに化学兵器禁止機関（OPCW）が設置されている。

CWCの目的である化学兵器のない世界を実現する上で、加盟国を増やすための協力、条約の実効性を高めるための締約国による条約の国内実施措置の強化及びそのための国際協力が不可欠であり、日本はこれらの課題につき積極的に取り組んでいる。9月には、2011年が「国際化学年」であることを記念して、OPCWが開催した国際協力と化学の安全管理に関するセミナーに政府関係者及び専門家が出席した。また、例年どおりOPCWのプログラムの下で、8月から9月の3週間にわたり、日本の化学工場にインドネシア、マレーシアからの研修生2名を受け入れ、産業研修を実施した。

なお、日本は、CWCに基づき、中国に遺棄された旧日本軍の化学兵器について、国内の老朽化した化学兵器と同様に廃棄義務を負っており、中国と協力しつつ、1日も早い廃棄の完了を目指して最大限の努力を行っている。

²³ 1975年3月発効。締約国数は165か国（2011年12月現在）。

²⁴ 1997年4月発効。締約国数は188か国（2011年12月現在）。

(6) 通常兵器**ア クラスター弾²⁵**

日本は、クラスター弾の人道上の問題を深刻に受け止め、被害者支援や不発弾処理といった対策を実施するとともに、「クラスター弾に関する条約（CCM）」²⁶の締約国を拡大する取組を、同条約の加盟国を増やすための調整者として推進してきた。大量生産国・保有国も締結している特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の枠組みで行われてきたクラスター弾の規制についての議定書交渉は、2011年の第4回CCW運用検討会議において合意に至らなかったが、日本としては、引き続き同交渉に関する国際的な議論を注視するとともに、今後とも、CCMの加盟国を増やすための努力を継続していく考えである。

イ 小型武器

事実上の大量破壊兵器とも称される小型武器は、その操作の手軽さゆえに、非合法拡散が続き、少なくとも年間70万人が小型武器の使用の結果死亡しているとされ、紛争の長期化や激化、治安回復や復興開発の阻害などの問題の一因となっている。そのような小型武器の非合法取引の防止・撲滅等を目的とする国連小型武器行動計画（2001年採択）のプロセスの中で、2011年には非合法的な小型武器の流通・使用を防止するための刻印・記録保持・追跡を議題として政府専門家会合が開催された。2012年には、2006年以来6年ぶりに、国連小型武器行動計画の履行検討会議が開催される予定である。日本は、毎年の国連小型武器決議の国連総会への提出を始め、国連における取組に貢献すると同時に、

世界各地において武器回収、廃棄、研修等の小型武器対策プロジェクトを支援している。

ウ 対人地雷

日本は、実効的な対人地雷禁止と、被害国への地雷対策支援（地雷除去、被害者支援等）の双方を強化する包括的な取組を推進しており、アジア太平洋地域各国への対人地雷禁止条約（オタワ条約）²⁷締結の働きかけに加え、1998年以降、42か国・地域に対して約479億円の地雷対策支援を実施してきている。

エ 武器貿易条約構想

通常兵器の輸出入等に関する国際的な共通基準を確立するための武器貿易条約（ATT: Arms Trade Treaty）の交渉のための国連会議は、2012年7月に1か月にわたり開催される予定である。これに先立ち、2011年には、二度にわたり準備委員会が開催され、条約全般（目標・目的、対象範囲、移譲基準、実施メカニズム等）について主要な要素を取りまとめた議長統合ペーパーが作成された。

オ 国連軍事支出報告制度

2011年には、自国の軍事支出額を国連に報告することにより、透明性向上、信頼醸成に貢献する本件制度の運用状況、報告のあり方、今後の発展について検討する政府専門家会合が2010年に引き続き開催された。その結果、本件制度を近年の国際情勢にかなったものとするため、報告フォーマットの改善を含む報告書が取りまとめられた。

²⁵ 一般的に、航空機などから投下、発射される容器の中に複数の子弾を内蔵した弾薬のこと。不発弾が多いことが問題とされ、不発弾による民間人の被害が問題となっている。

²⁶ クラスター弾の使用、所持、製造などを禁止するとともに、貯蔵クラスター弾の廃棄、汚染地域におけるクラスター弾の除去などを義務付ける条約で、2010年8月に発効した。2012年1月現在の締約国数は、日本を含め68か国。

²⁷ 対人地雷の使用・生産などを禁止するとともに、貯蔵地雷の廃棄、埋設地雷の除去などを義務付ける条約で、1999年3月に発効した。2011年12月現在の締約国数は、日本を含め159か国。

4 国際社会の安定に向けた取組

(1) 国際連合（国連）

ア 概観

国連総会は、国連憲章が定めた国連の活動範囲全ての事項について、全加盟国が討議・勧告を行う、主要な審議機関である。2011年9月に開会した第66回国連総会には、野田総理大臣及び玄葉外務大臣が出席した。野田総理大臣は一般討論演説¹を行ったほか、原子力安全及び核セキュリティに関するハイレベル会合において演説を行い、さらに、^{パン}基^ギ文^{ムン}国連事務総長、ナスル第66回国連総会議長、オバマ米国大統領、李明博韓国大統領などと会談を行った。また、国連総会の機会を捉え、総理夫妻主催レセプションを開催し、震災に際する国際社会からの支援への感謝と日本の復興への決意を表明した。野田総理大臣は、一般討論演説において、（ア）日本が東日本大震災から再生し、平和で繁栄したより良い未来の実現のため一步一步前進する決意、（イ）世界経済の成長と日本経済の再生、原子力安全、地球規模の諸課題への対処、そして国連改革などの分野で国際貢献に取り組む決意、（ウ）新たな三つのコミットメントとして、①南スーダンの国づくりと地域の平和のための支援、②「アフリカの角」における干ばつ問題に対する人道的支援、③中東・北アフリカ地域に対する支援を表明した。特に、国連改革については、国連の実効性と効率性を更に高めるために支援していくこと、また、国連強化のためには安保理改革が不可欠であり、日本は今会期において、改革の実現に向けた真の交渉を開始させ、具体的成果



潘基文国連事務総長との会談に臨む野田総理大臣（左）
（9月20日、ニューヨーク 写真提供：内閣広報室）

を得ることを目指す旨を述べた。玄葉外務大臣は、原子力安全等に関する国連ハイレベル会合の分科会、軍縮・不拡散イニシアティブ第3回外相会合、ミレニアム開発目標閣僚級非公式会合で共同議長として議論を主導したほか、中東情勢やアフリカ情勢に関する会合や安保理改革に関するG4外相会合等に出席した。また、米国、パキスタン、エジプト、ロシア、インドネシア、中国、英国、リビア、韓国との外相会談などを行った。

8月には、潘基文国連事務総長が外務省賓客として来日し、菅総理大臣、松本外務大臣との会談などを行い、地球規模の諸課題について意見交換をし、更なる連携を確認した他、福島を訪問し、被災者の方々に対して連帯の意を表し、国連も世界も応援していると激励した。

¹ 国連総会の会期冒頭、国連加盟国等の代表が、その会期で重視する課題について問題を提起し、それぞれの立場について述べる演説。テーマの選定は自由であり、気候変動、開発、軍縮・不拡散、国連改革等、国際社会共通の課題について、幅広く言及されることが多い。例年、各国から首脳を含めた高いレベルが代表として参加する。

イ 安全保障理事会（安保理）、安保理改革**（ア）安全保障理事会**

安保理は、国連の中で、国際社会の平和と安全の維持につき主要な責任を有している。安保理の具体的な活動は、特に冷戦の終結以降、①PKOの設立、②多国籍軍の承認、③テロ対策、不拡散に関する措置の促進、④制裁措置の決定など多岐にわたっている。安保理決議に基づくPKOや多国籍軍の活動（ゴラン高原、東ティモール、アフガニスタンなど）は多様さを増しており、そのほかにも大量破壊兵器の拡散、テロなどの新たな脅威への対処など、国際社会における平和と安全の確保のため、安保理が果たす役割は拡大している。

日本は、これまで10回にわたり安保理非常任理事国を務め、引き続き安保理の意思決定へ主体的に参画するとの観点から、2011年1月、2015年の非常任理事国選挙に立候補することを決定し、対外発表を行った。

（イ）安保理改革

安保理の構成は、その役割の拡大にもかかわらず、国連発足後66年がたつ現在も、基本的には変化していない。このような状況の中、国際社会では、安保理の「代表性改善」と「実効性向上」の二つの側面から、その構成を早期に改革すべきとの認識が共有されている。

日本は、常任・非常任議席双方の拡大を通じた安保理改革の早期実現と日本の常任理事国入りを、国連外交の最も重要な課題の一つと位置付け、①安保理理事国の構成を、今日の国際社会をより正確に反映し、国際社会を代表するにふさわしいものに改めること、また、②国際の平和と安全の維持に主要な役割を果たす意思と能力のある国が常任理事国となり、常に安保理の意思決定に参加すること

が必要であるとの立場を主張している。

日本はこれまでも平和の定着や国づくり、人間の安全保障、軍縮・不拡散などの様々な分野において国際社会への貢献を行ってきた。また、財政面における国連への貢献も世界第2位と極めて大きい。日本が常任理事国となることにより、安保理への信頼が向上し、国際社会の安定が増進されるとともに、日本が主要な国際問題に関する意思決定過程に深く、恒常的に関わる事が可能となる。

（ウ）安保理改革をめぐる最近の動き

国連総会で、2009年2月から安保理改革に関する政府間交渉が行われているが、各国の立場には開きがある状態が続いている。こうした状況を打開するため、2010年9月、G4（日本・ドイツ・インド・ブラジルの4か国）は5年ぶりにG4外相会合を行った。その後、G4は2011年2月に再度外相会合を行った上で、常任・非常任議席の双方拡大及び安保理の作業方法の改善を内容とする提案を作成し、各国に精力的に働きかけを行った。同年9月のG4外相会合において、①同提案に多くの国から支持が得られたこと、②その結果として安保理改革の気運が大きく高まったことが、国連総会第65回会期（2010年9月から2011年9月）の成果であり、今後とも政府間交渉等を活用しつつ、柔軟な姿勢で幅広い加盟国と協議していくことで一致するなど、改革に向けた取組が続いている。

また、日本は、立場は異なるものの改革に意欲のある国々との間で、率直かつ実質的な非公式の意見交換を行うことが改革を実現するために重要であるとの観点から、11月に、「安保理改革に関する東京対話」を主催した²。参加者の間では、この東京対話が相互理解を

² 東京対話の参加国は、イタリア、インド、インドネシア、オランダ、韓国、シエラレオネ、ドイツ、日本、パプアニューギニア、ブラジル、ポーランド、南アフリカ、メキシコの13か国。



安保理改革に関するG4（日本、ブラジル、ドイツ、インド）外相会合における玄葉外務大臣（左から2番目）（9月23日、ニューヨーク）

促し、改革に関する現実的な取組を進めて行く上で有益であったとの認識が共有され、今後このような対話を含めて、他の国連加盟国との間でも柔軟性の精神をもって意見交換を行っていくことが確認された。

ウ 国連行財政

（ア）国連予算

国連の活動を支える予算は、各国に義務的に割り当てられる分担金（通常予算、PKO予算、並びに旧ユーゴスラビア及びルワンダ国際刑事裁判所予算）と各国が政策的に拠出する任意拠出金から構成されている。2010/2011年度の国連通常予算³については、為替インフレ調整の経費増により2か年実績値は約54.2億米ドルとなった。2012/2013年度の国連通常予算については、潘基文事務総長による3%予算削減イニシアティブを受けて、前年度修正予算比3.2%減となる予算案が提出された。審議の結果、会議開催関係経費や建設経費の切り詰め等により、2か年で約51.5億米ドル（前年度修正予算比約4%減）となり、1998/1999年度以来14年ぶりに当初予算が前年度比で減額となった。また、PKO当初予算については、2011/2012年度

（7月～翌年6月の単年予算）は、約70.65億米ドル（前年度比約2.4%減）となったが、年間ベースでは通常予算の約3倍の規模で推移している。

日本は、厳しい財政事情の中、2011年国連通常予算分担金は約2.9億米ドル、2010年国連PKO予算分担金は約12.1億米ドルと、加盟國中2番目の財政貢献を行っており、主要財政負担国として、国連が限られた予算をより一層効率的かつ効果的に活用するよう働きかけを行っている。

（イ）当面の課題

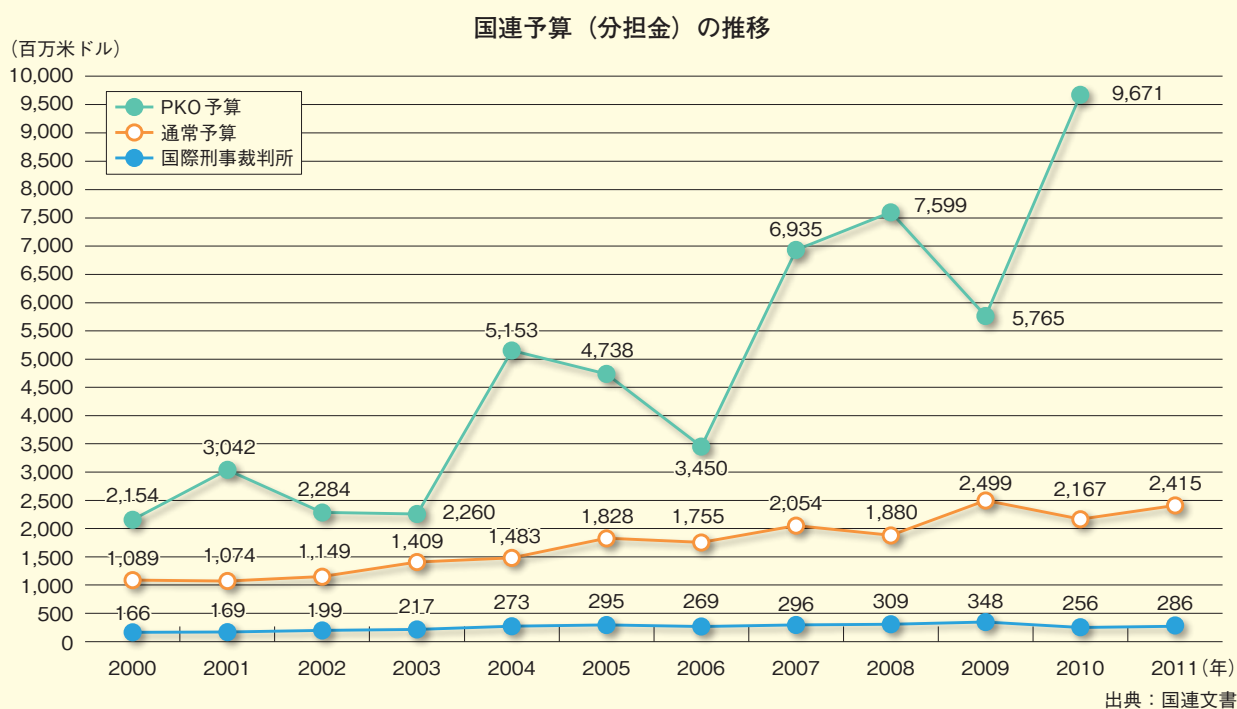
国連通常予算は、これまでほぼ右肩上がりで増大傾向にあったが、国連行財政の効率化の必要性に対する指摘や、現下の世界的な厳しい財政状況を踏まえ、前述のとおり潘事務総長から予算節減に向けたイニシアティブが示された。また、潘事務総長は、2012年からの2期目の任期における優先課題として、国連のマネジメント改革を掲げ、そのための特別チームを新たに設置し、業務効率化のための短期的かつ中長期的な具体策・課題について報告書を提出するよう指示した。今後は、このような国連のマネジメント改革チームの報告をいかにして予算削減に反映させていくかが加盟国にとっての課題となる。さらに、2012年には国連通常予算の各国の分担率についての交渉が行われることから、加盟國中第2位の分担率を維持している日本としては、国連通常予算分担率が支払能力の原則に基づき、新興国の経済成長など、世界経済の発展に応じた、より適正なものとなるよう引き続き主張していく考えである。

エ 国際機関で働く日本人

地球規模の課題への対応が国際社会にとっ

³ 国連の会計年度は偶数年の1月から翌奇数年の12月までの2年間。

国連通常予算分担金の推移



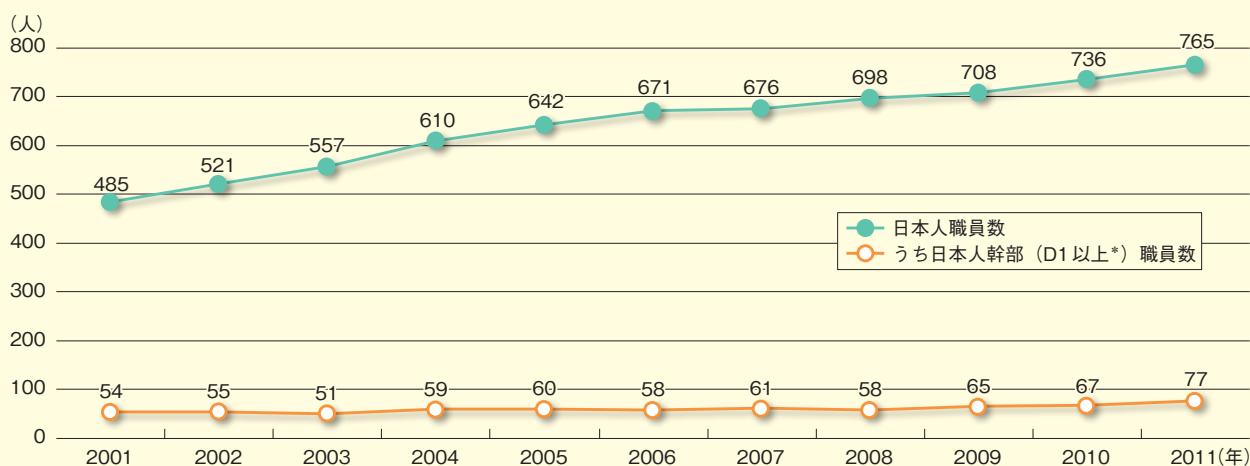
2011年国連通常予算分担率

順位	国名	分担率 (%)
1	米国	22.000
2	日本	12.530
3	ドイツ	8.018
4	英国	6.604
5	フランス	6.123
6	イタリア	4.999
7	カナダ	3.207
8	中国	3.189
9	スペイン	3.177
10	メキシコ	2.356

2011年PKO予算分担率

順位	国名	分担率 (%)
1	米国	27.1415
2	日本	12.5300
3	英国	8.1417
4	ドイツ	8.0180
5	フランス	7.5540
6	イタリア	4.9990
7	中国	3.9343
8	カナダ	3.2070
9	スペイン	3.1770
10	韓国	2.2600

国連関係機関に勤務する日本人職員数の推移（専門職以上）



* 国連における職員のレベル。D1以上が幹部職員レベルであり、USG、ASG、D2、D1に分かれている。

各年1月現在（外務省調べ）

てますます重要になっている中で、国際機関は重要な役割を果たしており、国連などの国際機関で働く職員の任務と責任も重要なものになっている。日本としては、国際機関において、人的資源の面で積極的な貢献を行っていくことが重要であると考えており、国際機関における日本人職員を増加させるための施策を行っている。

具体的には、国際機関で働くことを志望する者を政府の経費負担で国際機関に派遣するJPO（Junior Professional Officer）派遣制度⁴の実施、応募した日本人の採用や日本人職員の昇進に向けた国際機関への働きかけ、優秀な人材の発掘や応募者を増やすための研修や広報活動などを行っている。

こうした取組の結果、国連関係機関の日本人職員（専門職以上）は765名（2011年）となり、2001年の485名から約6割増加している。また、選挙で選出された国際機関の長⁵などを始めとする幹部職員の数は、2001年の54名から77名と約4割増加している（図表「国連関係機関に勤務する日本人職員数の推移（専門職以上）」参照）。これら日本人職員は、国際機関本部に加え、イラク周辺やアフガニスタンなどの紛争地域、日本を含むアジアやアフリカなどの国々で、様々な分野において活躍している⁶。なお、国連の派遣するPKOミッションや政治ミッションにおける日本人職員（専門職以上）は30名（2011年12月末時点）である。

（2）国際社会における「法の支配」

ア「法の支配」とは

国際社会における「法の支配」には、①新しい国際法秩序の形成・発展というルール形成の側面、②国際法に基づき国家間の紛争を平和的に解決していくという紛争解決の側面、及び③各国国内における法整備の側面がある。

ルール形成の側面においては、日々形成されている国際ルールに構想段階から積極的に参画し、日本の理念や主張を反映させていくことが重要である。日本は、国連国際法委員会（ILC）及び国連第六委員会における国際法の法典化作業、ハーグ国際私法会議や国連国際商取引法委員（UNCITRAL）等における国際私法分野の条約及びモデル法等の作成作業のほか、国際刑事裁判所（ICC）や世界

貿易機関（WTO）等、各種の国際的枠組みにおけるルール形成プロセスに積極的に参加している。このうちILCについては、11月に国連で行われた選挙において村瀬信也上智大学教授が再選を果たした。また、2011年の国連第六委員会では、日本の山田中正前ILC委員がその起草に大きな役割を果たした、「越境地下水に関する条約草案」に関する決議が採択されるなど、具体的な成果を上げている。加えて、アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）や欧州評議会における国際公法法律顧問委員会（CAHDI）といった地域的な国際法フォーラムにも、財政面・人材面で貢献している。

紛争の平和的解決の側面においては、日本は、国際法にのっとりた紛争の解決を一貫し

⁴ 国際機関で働くことを志望する者を、政府の経費負担で国際機関に派遣し、職務経験を積むことにより正規職員への道を開くことを目的とした制度。2011年12月現在、88名が日本のJPOとして国際機関に派遣されている。

⁵ 国際機関加盟国による選挙で選出された日本人の国際機関の長としては、天野之弥IAEA事務局長や関水康司IMO事務局長などがある（2012年1月現在）。

⁶ 日本国内にも多くの国際機関が駐日事務所を有している。詳細は外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/link/kokusai/index.html>）を参照。

て重視してきており、国際裁判所に対して人材面、財政面を含め様々な貢献を行っている。11月に国連で行われた国際司法裁判所(ICJ)裁判官選挙では2009年以来同裁判所所長を務めてきた小和田^{ひさし}恆裁判官が国連総会の最高票を得て再選を果たし二期目を務めることとなったほか、国際海洋法裁判所(ITLOS)においては、柳井俊二裁判官が10月に同裁判所所長に就任するなど、国際裁判所に継続して裁判官を輩出しており、これら人材面を含む貢献を通じて国際裁判所の実効性と普遍性の向上に努めている。

国内法整備の側面においては、日本は、特にアジア諸国の法制度整備支援や法の支配に関する国際協力に積極的に取り組んでいる。これらの支援は人間の安全保障(第3章第2節2「地球規模の課題への取組」参照)の強化にも貢献している。

イ 刑事分野における取組

日本は、国際社会の関心事である最も重大な犯罪を行った個人を国際法に基づいて訴追・処罰する世界初の常設国際刑事法廷であるICCに対し、2007年10月の加盟以来、様々な貢献を行っている。日本はICCの最大の財政貢献国であり、尾崎久仁子裁判官を始め、人材面でも貢献している。

2011年、発足から10年目を迎えたICCは、国連安保理による付託を受けてリビアの事態に関する捜査を開始し、またリビアのカダフィ指導者やコートジボワールのバグボ元大統領に逮捕状を発付するなど、積極的な活動を展開した。日本は、ICCの活動を支持すると共に、ICCをより効率的・効果的・普遍的にし、また、制度的に持続可能な裁判所とするために、ICCのガバナンス向上に向けた議論を主導するなど、積極的に活動した。特に、日本はこれまで、ICCがより普遍的な組

織として発展するための協力の一環として、特にアジア・太平洋地域の国々のICC加盟を促進してきたが、2011年には同地域の3か国(フィリピン、モルディブ及びバヌアツ)を含む6か国が新たにICCに加盟した。12月に行われたICC締約国会議では、次期検察官としてベンソーダICC次席検察官がコンセンサス方式(票決によらず、反対意志の表明がないことをもって決定・成立する方式)で選出され、また6名の新しい裁判官が選出された。

また、日本は、近年の国境を越えた犯罪の増加を受け、刑事司法分野における国際協力を推進する法的枠組みの整備に積極的に取り組んでいる。他国との間で必要な証拠の提供などを一層確実に行えるようにするとともに、刑事事件の捜査と手続の面で他国と行う協力の効率化及び迅速化を可能とする刑事共助条約(協定)の締結は、そうした取組の一例である。最近では、EUとの間で2011年1月2日、ロシアとの間で2月11日に条約(協定)が発効した。これらは、日本が締結した5番目及び6番目の刑事共助条約(協定)である。

ウ 日本の外交・安全保障の基盤の枠組みの構築

日本の外交・安全保障の基盤を強化するためには、日米安全保障条約の円滑かつ効果的な運用が引き続き重要である。こうした観点から、2011年4月1日に在日米軍駐留経費負担特別協定を締結した。

また、国際連合平和維持活動や諸外国での災害救援活動等の分野において日本の自衛隊とオーストラリア国防軍が協力する機会が増加している現状を踏まえ、日豪物品役務相互提供協定(ACSA)を国会に提出し、2011年4月に国会の承認を得た。

さらに、東アジアの安全保障環境を整備する観点から、重要課題である日朝国交正常化

や日露平和条約の締結等に向けた交渉にも引き続き取り組んでいる。

工 経済・社会分野における取組

貿易・投資の自由化及び人的交流の促進、日本国民・企業の海外における活動の基盤整備などの観点から、諸外国との間で経済面での協力関係を法的に規律する国際約束の締結・実施がますます重要となっている。2011年には、経済連携協定（EPA）をインドとの間で新たに締結したほか、様々な国・地域との間で租税条約、投資協定及び社会保障協定の署名・締結を行った。多国間の枠組みにおいても、新興国・開発途上国の代表性の拡大等を目的とした国際通貨基金（IMF）協定の改正を受諾したほか、日本国民及び企業の生活・活動を守り、促進するために、WTO紛争処理制度の活用を始めとして、既存の国際ルールの適切な実施が確保されるよう取り組んでいる。

国民生活に大きな影響を及ぼす環境、人権などのいわゆる社会分野においては、国際社会全体にとって有益な国際ルールの形成が求められており、そのような中で日本の立場が反映されるよう交渉に積極的に参画している。気候変動分野においては、全ての主要排出国が参加する公平かつ実効性のある国際枠



技術協力協定署名式における玄葉外務大臣（右）とデサレン・エチオピア副首相兼外相（12月1日、東京）

組みを構築する新しい一つの包括的な法的文書の早急な採択という最終目標に向け、国連気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）等の場における議論に積極的に貢献した。その結果、同会議において、全ての締約国に適用可能な新しい法的文書の作成のための「ダーバン・プラットフォーム特別作業部会」の設置が決定された。

また、最近、国際結婚の破綻等により国境を越えた子の連れ去りをめぐる問題が増加していることを踏まえ、2011年5月、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（ハーグ条約）について締結に向けた準備を進めることとする旨の閣議了解を行った（詳細については、第3章第1節2（4）「人権」及び特集「ハーグ条約」参照）。

（3）海洋の秩序

日本は、石油や鉱物等のエネルギー資源の輸入のほぼ全てを海上輸送に依存している。また、国土面積が小さく、天然資源の乏しい島国である日本にとって、海洋の生物資源や、日本の周辺海域の大陸棚・深海底に埋蔵される海底資源は、経済的に重要である。

ア 国連海洋法条約

国連海洋法条約（海洋法に関する国際連合条約）は、「海の憲法」とも呼ばれ、全17部320条という膨大な本文と九つの附属書から成り、その内容は極めて包括的なものになっている。同条約は、10年間にわたる交渉を経て1982年に採択され、1994年に発効した。2012年1月現在、162の国及び主体が締結し

ており、その普遍性は高まっている。海洋国家として古くから様々な形で海との関わりを持ち続けてきた日本は、国連海洋法条約を基礎とする海洋秩序の安定・維持に積極的に貢献していくことが必要である。

① 国連海洋法条約が規定する各種海域

国連海洋法条約においては、「領海」の幅員が基線（注：領海、排他的経済水域（EEZ）、大陸棚などの幅を測定する基準となる線。通常は海岸の低潮線）から12海里（注：1海里＝1,852m）までと定められた。

また、沿岸国は、基線から200海里の範囲でEEZを設けることが可能となり、同水域において、天然資源の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利、また、人工島等の設置、海洋の科学的調査、海洋環境の保護及び保全等に関する管轄権を有することとなった。

沿岸国が天然資源の探査・開発等につき主権的権利を有する「大陸棚」の範囲は、基線から原則として200海里までと定められてい

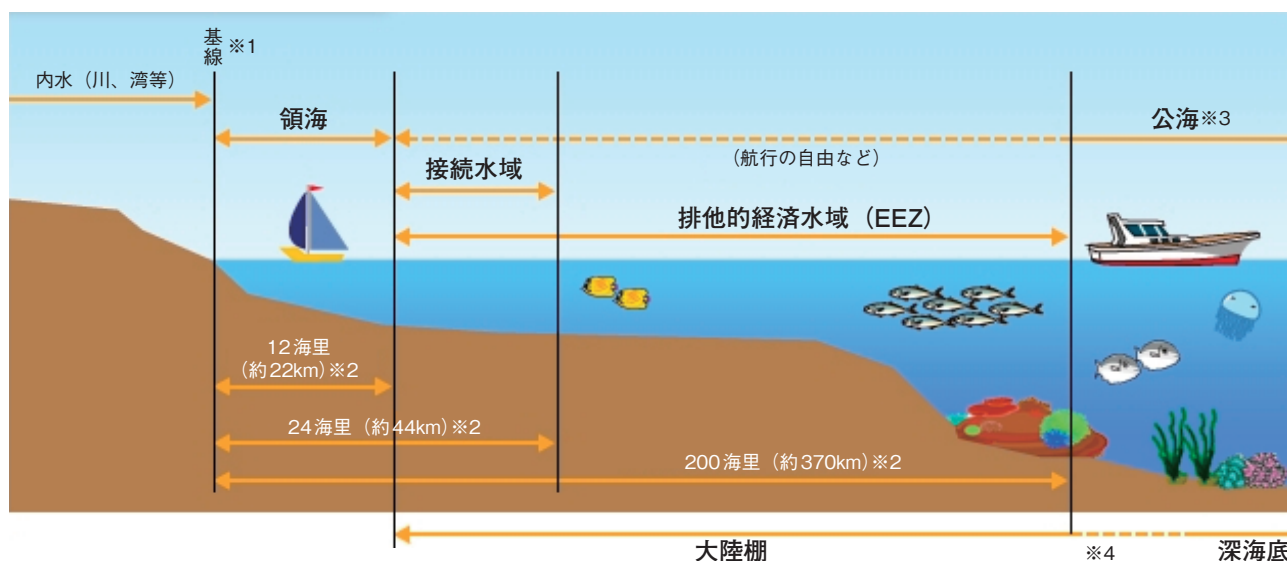
るが、大陸棚の縁辺部が基線から200海里を超えて延び、一定の条件を満たす場合には、国連海洋法条約に基づき設置されている大陸棚の限界に関する委員会（CLCS）の勧告に基づく延長が可能である。

さらに、国連海洋法条約は国の管轄権の及ぶ区域の境界の外の海底及びその下を「深海底」とし、その資源を「人類の共同の財産」として国際管理の下に置くため、国際海底機構（ISA）の設立を規定している。

② 国連海洋法条約が規定する紛争解決手続

国連海洋法条約は、その解釈又は適用に関して締約国間で紛争が生じた場合の解決手続について、強制管轄手続を原則とする紛争解決規定を有するとともに、ITLOSの設立についても規定している。日本は、同裁判所の役割を重視しており、2011年には、柳井俊二裁判官が裁判所所長に選出されるなど、人材面で貢献するとともに、分担金の最大拠出国として財政面での貢献を通じて同裁判所の

各種海域の概念図



（注1）通常の基線は、沿岸国が公認する大縮尺海図に記載されている海岸の低潮線とされ、その他一定の条件を満たす場合に直線基線、湾の閉鎖線及び河口の直線などを用いることが認められている。

（注2）領海、接続水域及びEEZの範囲は、図中に示された幅を超えない範囲で沿岸国が決定する。

（注3）国連海洋法条約第7部（公海）の規定は全て、実線部分に適用される。また、航行の自由を始めとする一定の事項については、点線部分に適用される。

（注4）大陸棚の範囲は基線から原則として200海里までであるが、大陸縁辺部の外縁が領海基線から200海里を超えて延びている場合には、延長することができる。ただし、基線から350海里あるいは2,500メートル等深線から100海里を超えてはならない。基線から200海里を超える大陸棚は、国連海洋法条約に基づき設置されている「大陸棚の限界に関する委員会」の行う勧告に基づき設定する。深海底は、大陸棚の外の海底及びその下である。

活動を支援している。

工 境界画定交渉

日本は、中国との間でEEZ・大陸棚の境界が未画定である東シナ海において、資源開発についての協力に関する国際約束の締結に向

けて中国側に働きかけている。また、韓国との間でも、EEZの境界画定交渉及び海洋の科学的調査に関する暫定的な協力の枠組み交渉を継続している。日本は、これらの問題について、一貫して国連海洋法条約を始めとする国際法にのっとった解決を目指している。

(4) 人権

ア 国連における取組

国連憲章第1条は、人権及び基本的自由の尊重を国連の目的の一つとして掲げ、また、1948年に国連総会が世界人権宣言を採択するなど、国連は設立以来、世界の人権問題への対処、国際的枠組みにおける人権保護・促進に取り組んできた。現在も、以下のように活発な取組が行われている。

(ア) 国連人権理事会（HRC）

人権理事会は、国連の人権問題に対する対処能力の強化を目的に、2006年の国連総会決議により、従来の人権委員会に替えて新たに設立された国連総会の下部機関である。1年を通じて定期的に会合が開催され、人権及び基本的自由の保護促進に向けて、審議・勧告などを行うとともに、全国連加盟国の人権状況を定期的に審査する、普遍的・定期的レビュー（UPR）を実施している。

日本は、人権理事会で積極的に貢献しており、2011年3月の第16回人権理事会ハイレベルセグメントにおいて、山花外務大臣政務官が、人権分野での国内における取組や人権理事会理事国としての日本の取組等について紹介するとともに、人権理事会の最も大きな特徴であるUPRについて、受け入れた勧告の中間的フォローアップの重要性を訴え、自主的なフォローアップ状況を発表した。また、同人権理事会において、日本は北朝鮮の人権状況について調査・報告を行う北朝鮮人

権状況特別報告者の任務を延長する決議案をEUと共同で提出し、賛成多数で採択された。9月の第18回人権理事会においては、それに先立つカンボジア政府との建設的な対話と協力を経て、同国の人権状況に関する協力を促進する決議案を提出し、全会一致で採択された。

アラブの春に代表されるような、民主化に向けた動きが広がる中で、人権理事会は、深刻な人権侵害の発生に迅速に対応するため、リビア（2月）及びシリア（4月、8月、12月）の人権状況に関する特別会合を開催し、日本も積極的に参加した。

また、2006年3月の国連総会決議（人権理事会創設決議）は、国連総会は5年以内に人権理事会の地位を見直すこと、また、人権理事会は創設から5年後にその作業及び機能を見直し、総会に報告することをそれぞれ規定しており、これを踏まえ、創設5年目に当たる2011年は人権理事会の見直しの議論が行われ、日本も積極的に議論に参加し、人権理事会がより効率的に機能するような改革が行われた。

(イ) 国連総会第3委員会

国連総会第3委員会は、国連総会の下部機関として設置されている六つの主要委員会のうちの一つであり、人権理事会と並ぶ国連の主要な人権フォーラムである。同委員会は、社会開発、犯罪防止、刑事司法、女性、児



第16回国連人権理事会の様子（3月21日、スイス・ジュネーブ 写真提供：UN Photo/Jean-Marc Ferré）

童、人種差別、難民など幅広いテーマを取り扱うとともに、国別の人権状況に関する議論が行われる。第3委員会で採択された決議は、総会本会議に提出され、国際社会の意思や規範の形成に寄与している。

日本は、2005年から毎年EUと共同で北朝鮮人権状況決議案を国連総会に提出しており、2011年も10月から11月にかけてニューヨークで開催された第66回国連総会第3委員会に同決議案を提出し、7年連続で国連総会第3委員会及び12月の国連総会本会議で賛成多数で採択された。この決議は、北朝鮮における組織的で広範かつ重大な人権侵害に対して極めて深刻な懸念を表明し、北朝鮮に対して全ての人権と基本的自由を完全に尊重するよう強く要求するものである。特に拉致問題については、北朝鮮当局に対し、拉致被害者の即時帰国を含め、拉致問題の早急な解決を強く要求することが明記された。

日本は、その他の国別人権状況や各種人権問題（社会開発、女性の地位向上など）に関する議題についての議論にも積極的に参加した。また、これまで同様、第66回国連総会第3委員会に、女性NGO代表を政府代表顧問として派遣した。

（ウ）その他の分野での取組

国連においては、2011年1月に正式に活動を

開始した「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」（United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women、略称:UN Women）を中心に、ジェンダー分野における取組の強化が図られている。UN Womenでは加盟国、市民社会等との協議を経て初の戦略計画が策定されるなど、新機関としての活動の方向が定まったところであり、日本は執行理事国として同機関の活動に積極的に貢献していく考えである。

また、ハンセン病差別問題については、日本はその経験をいかした活動を行っている。2010年に日本が主提案国として国連総会に提出し全会一致で採択されたハンセン病差別撤廃決議においては、ハンセン病差別撤廃のための原則及びガイドラインに十分な考慮を払うこととしており、同原則及びガイドラインを各国で普及促進させていくため、4月にハンセン病人権啓発大使の委嘱期間を2年間延長した。日本は引き続き同大使と連携してハンセン病差別問題に取り組んでいく。

イ 人権に関する諸条約（人権諸条約）に関する取組

1960年代以降、国連総会は、人権に関する様々な条約を採択してきた。日本は、人権諸条約に関する取組として、日本が締結している人権諸条約について、各条約に基づいて設置されている委員会による政府報告審査を定期的に受けている。

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の日本政府による第6回政府報告に関し2009年8月に公表された女子差別撤廃委員会の最終見解の中で、2年以内のフォローアップを求められていた項目について、8月、同委員会に対して日本の取組状況についてのフォローアップ情報を提出した。

7月には、「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は、刑罰に関する条約（拷問等禁止条約）」の第2回政府報告を提出した。

また、2010年12月に発効した「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（強制失踪条約）」について、5月の第1回強制失踪委員会委員選挙では、薬師寺公夫立命館大学教授が当選し、強制失踪委員会の初代委員として11月の第1回委員会会合に出席した。

なお、日本は、人権諸条約に設けられている個人通報制度については、人権諸条約の実施の効果的な担保を図るという趣旨から、注目すべき制度であると考えており、個人通報制度の受入れの是非については、各方面から寄せられている意見も踏まえつつ、関係省庁と共に真剣に検討を進めている。

ウ 二国間の対話を通じた取組

国連などの多国間の枠組みにおける取組に加え、人権の保護・促進のためには、二国間の対話も効果的な手段であることから、日本は二国間の対話の実施を重視している。7月には初めてエジプトとの間で第1回日・エジプト人権対話（於：エジプト）を開催した。また、5月には第7回日・イラン人権対話（於：イラン）を、8月には第5回日・カンボジア人権対話（於：カンボジア）を、10月には第17回日・EU人権対話（テレビ会議）を、11月には第7回日中人権対話（於：東京）を開催し、人権分野における双方それぞれの取組や国連における人権分野での協力について意見交換を行った。その他、スーダンとの間でも、4月及び10月に人権に関する技術的協議（於：スーダン）を開催した。

エ 国際人道法に関する取組

12月、ジュネーヴ諸条約（武力紛争に際しての文民の保護等を定めた四つの条約）及び同第一追加議定書に定める著しい違反行為等として申し立てられた事実を調査すること等により、国際人道法の履行を確保・促進することを目的とする国際事実調査委員会の委員選挙が行われ、日本からは古谷修一早稲田大学法科大学院教授が初当選した。また、8月には広く国際人権・人道法についての知識の普及及び理解の増進を啓発するため、国際法模擬裁判「アジア・カップ2011」を東京で開催した。

オ 難民問題への貢献

政府は、国際貢献及び人道支援の観点から、2010年度から3年間のパイロットケース（試験的取組）として、第三国定住（難民が、庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国に移動すること）によるタイの難民キャンプからの、ミャンマー難民の受入れを開始した。第一陣は既に入国後約180日間の定住支援プログラムを終了し、日本における地域社会での自立生活を開始しており、さらに9月には第二陣としてミャンマー難民4家族18名が来日した。第三国定住による難民受入れはこれまで欧米諸国を中心として行われてきたが、日本はアジアで初めて受入れを開始したところであり、日本における難民問題への積極的な取組として国際社会からも高い評価と期待を集めている。

また、日本における難民認定申請者が近年増加傾向にある中、日本としても真に支援を必要としている人々へのきめ細かな支援に引き続き取り組んでいる。

カ 子の親権問題

近年、グローバル化の進展に伴い、人の移

動や日本人と外国人の国際結婚及び国際離婚が増加した結果、一方の親による国境を越えた子の連れ去り事案が増加し、日本人の親が自らの子を（元）配偶者に無断で日本に連れ帰る事例が米国を始めとする各国の政府から報告されている。その一方で、外国人の親が子を日本国外に連れ去る事例も発生している。また、外国で離婚し、その国に居住している日本人が、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（仮称）（以下、ハーグ条約）を日本が未締結であることを理由に、子と共に日本へ一時帰国することを、居住している国の当局により禁じられるという問題も生じている。

ハーグ条約は、一方の親による国境を越えた子の連れ去りは子にとって有害であり、子の福祉が最重要であるとの観点から、不法に連れ去られた子をそれまで居住していた国へ迅速に返還するための国際的な協力の仕組みや、親子間の面会交流の実現のための協力について定めている⁷。

日本政府は、子の連れ去り問題の重要性を認識し、1月から「ハーグ条約に係る副大臣会議」を開催し、ハーグ条約の締結の可能性及び締結した場合の国内実施体制に関し、締結賛成・反対双方の意見も踏まえ、慎重に検討を行った。その結果、①両親が国境を越え

て子を奪い合う状況は子にとって有害であり、子の福祉を保護すべきであること、②日本から外国に子を連れ去られた日本国民が、ハーグ条約の下で、日本政府と、連れ去られた子が居住する国の政府の間の協力を通じて子の返還手続を進めることが可能になること、③外国で生活基盤を築いている日本国民が、日本がハーグ条約を未締結であることを理由に帰国の制限を受ける場合があるが、ハーグ条約の締結によりこのような不利益の解消が期待されること等の理由により、5月20日、政府はハーグ条約の締結に向けた準備を進めること及び条約を実施するために必要となる法律案を作成すること等について閣議了解した。

上記閣議了解に基づき、外務省は法律案のうち外務省が担うこととなった中央当局（返還申請等の担当窓口）の任務・権限等に関する部分の作成を行うため、「ハーグ条約の中央当局の在り方に関する懇談会」を開催し、外部の有識者から広く意見を聞きながら検討を行った。また、法律案全体の取りまとめを行う法務省は、このうち子の返還手続に関する部分の作成を行うため、法務大臣の諮問を受け設置された「法制審議会ハーグ条約（子の返還手続関係）部会」にて、調査・審議を行った。

⁷ ハーグ条約の概要については「特集」を参照。

特集 ハーグ条約

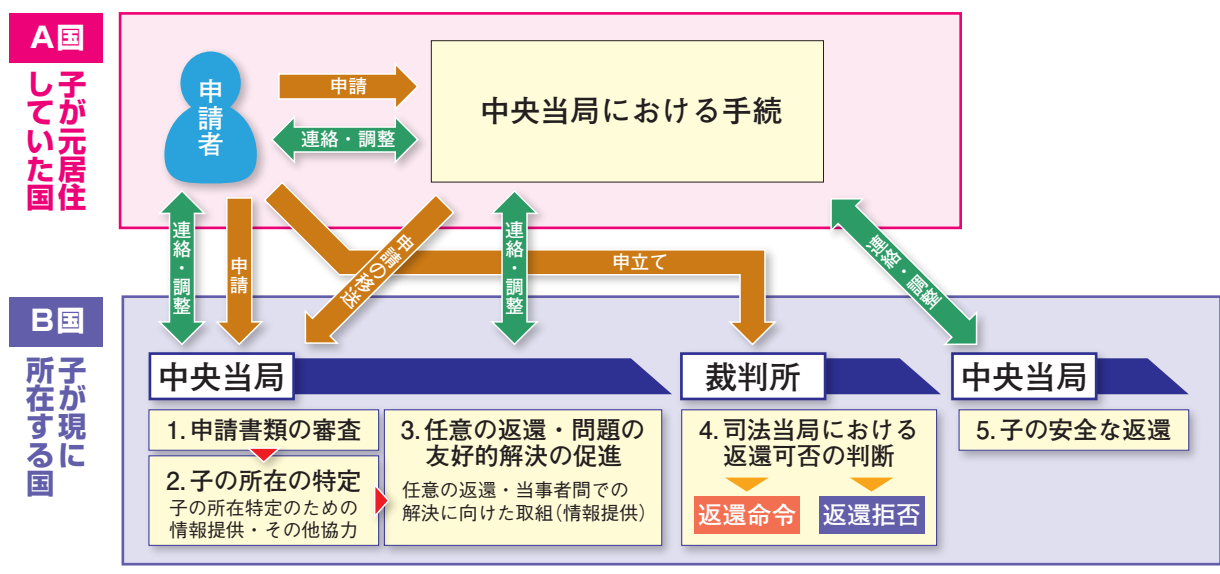
1. ハーグ条約作成の背景

世界的に人の移動や国際結婚及び国際離婚が増加したことで、1970年代頃から、一方の親による子の連れ去りや、監護権をめぐる国際裁判管轄の問題を解決する必要性があるとの認識が、国際社会で広まりました。そこで、1976年、国際司法の統一を目的とする「ハーグ国際私法会議（HCCH）」は、この問題について検討することを決定し、1980年、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称）（ハーグ条約）」が作成されました。1983年に発効し、2012年1月現在、87か国がハーグ条約を締結しており、G8各国の中では、日本のみが未締結です。

2. ハーグ条約とは

ハーグ条約の下では、国外に子を連れ去られた親は、自国の中央当局又は子が現に所在する国（連れ去られた先の国）の中央当局に対し、子の返還を求めるための申請を行うことができます。申請を受けた中央当局は、申請の対象となる子の所在を特定した上で、子の返還又は面会交流を実現するため、当事者同士の話し合いなどを通じた問題の友好的な解決に向けた支援を行います。当事者同士の話し合いで友好的な解決が図られない場合には、裁判所が子を元の居住国に返還するかどうかにつき判断を下すこととなり（子の返還を拒否できる場合については、下記（2）②の返還義務の例外を参照）、裁判所が返還命令を下した場合には、中央当局は、子を安全に元の居住国へ返還するための支援を行います。

申請を受けた後の主な流れ



3. ハーグ条約のポイント

(1) 条約の趣旨・目的

子の利益を最重要に考え、国際的な協力の仕組みを通じて次の目的を実現する。

- 不法に連れ去られた子の、それまで居住していた国への迅速な返還。
 - 親子間の面会交流の促進。
- 締約国は、条約の目的を実現するために全ての適当な措置をとる義務を負う。

(2) 返還義務の例外

次のような場合には、連れ去られた子を返還する義務を負わない。(主なものを抜粋)

- 連れ去りから1年以上経過し、子が新たな環境に適応している場合。
- 申請者が事前の同意又は事後の黙認をしていた場合。
- 返還により子が心身に害悪を受け、又は他の耐え難い状況に置かれることとなる重大な危険がある場合。
- 子が返還されることを拒み、かつ当該子が意見を考慮するのに十分な年齢・成熟度に達している場合。

(3) 中央当局

- 各締約国は、「中央当局」を指定。中央当局は、締約国間の「窓口」を務め、条約の義務を履行するために相互に協力。
- また、中央当局は、国内において、関係する行政機関等との間の協力を促進。

(4) 時間的な適用範囲

- 子の返還手続については、条約発効前に起きた子の連れ去りには適用されない。
- 条約発効後の時点で親子間の面会交流が阻害されていれば、面会交流は、中央当局の支援の対象に。

